

中国国有企业の株式会社化（一）

—経済体制転換と企業制度改革—

虞

建

新

第一章 序論

第一節 社会主義経済体制下の企業経営

第二節 市場経済化にともなう企業制度改革の試み

第三節 本論文の構成

第二章 株式制企業試行の導入と展開

第一節 株式制企業試行の始まり

第二節 株式制企業試行の本格化

第三章 株式制企業試行に関する法整備

第一節 株式制企業試行の法整備の概況

第二節 証券の発行・取引および証券機構の管理に関する法整備の概況

第三節 株式会社法制の主な内容

第一章 序論

企業制度は、一国の経済制度の重要な部分をなす。企業の所有形態および経営のあり方は、一国の経済体制を特徴付けていた。一九四九年以來の中国企業制度の変遷は、中国の経済体制の変遷をよく表しており、しかも中国社会を構築する基本理念の転換をも意味している。

一九七八年以降、中国では市場経済化が着々と進んできた。とくに一九九三年一月に社会主義市場経済体制の樹立が打ち出された後は、中国の企業制度改革は、ついに典型的な近代産業組織である株式会社制度を本格的に導入するところまで到達した。それによつて、株式会社制度は中国の企業制度の主役を演じるようになつた。これは、中国社会が近代化に向けて大きく前進したことを象徴している。

株式会社制度は、一九七八年以降の中国でどのように導入されたか。現在の中国の政治・社会の環境のなかでどのように運営されているか。それはうまく機能しているか。これらの問いは、中国の近代化事業が成功するかを問う意味合いをも含んでいる。

本論文は、株式会社制度の導入および運営に焦点を当てつつ、ここ二十数年来の中国の企業制度改革を考察する。

第一節 社会主義経済体制下の企業経営

中国は、一九四九年に新中国が成立するとともに、東欧諸国などと同様、ソ連を中心とした社会主義陣営の一員となつた。政治体制としては、社会主義の政治理念のもとに、共産党支配の政権が誕生した。一方、経済体制とし

ては、ソ連から影響を受けて、集権的な社会主義計画経済体制を取り入れる方向へ変化し始めた。

生産関係の分野では、一九五二年までに、土地改革が行われた。次いで一九五三年に「過渡期の総路線⁽²⁾」が打ち出され、当初の新民主主義国家から社会主義へ、一〇年ないし一五年、またはもつと長い時間をかけて移行する方針が決められた。一九五四年九月に第一期の全国人民代表大会で採択された新中国の最初の憲法では、生産手段の所有形態については、四つの形態が定められた。すなわち全人民的所有、勤労大衆による集団的所有、個人經營の勤労者による所有、資本家の所有である。しかし、一九五三年から農業、手工業に対して社会主義的集団化が行われ、個人所有と資本家の所有、いわゆる私的所有の資本主義工商業に対する平和的な社会主義的改造⁽³⁾が急進的に行われた。一九五六年になると、私的所有の工商業はほとんど社会主義化されたため、それ以後、生産手段の所有形態は、全民所有制企業⁽⁴⁾と集団所有制企業⁽⁵⁾のみとなつた。

一方、経済運営の面では、新中国成立直後から、ソ連の影響を強く受けた。ソ連からの技術援助とともに、経済基本理論をはじめ、計画経済の運営方法、行政管理機構等の集権的な計画経済体制が取り入れられた。⁽⁶⁾一九五六六年以後は、市場なるものが全く存在しなくなつたわけではないが、基本的にはその発展は制限され、商品經濟および市場經濟が否定された⁽⁷⁾。このような集権的な計画経済体制のもとで、國家と全民所有制企業は、財政面においては「統一収入・統一支出」⁽⁸⁾という関係にあつた。政府は、組織的に社会・経済の管理職能を果たし、また全民所有財産の管理職能をも果たしていた。これがいわゆる「政資合一」である。しかも、複数の行政部門が指令的計画⁽⁹⁾等を通じて、新規設備投資、原材料の調達、人員管理、製品販売などの企業経営管理に直接に当たつていた。これがいわゆる「政企合一」である。

このような経済運営がなされた結果、全民所有制企業は、生産經營について独自に意思決定をなすことができ

なかつた。企業としての独自の利益も認められなかつた。市場経済体制においては企業は自ら「事業を企てる」主体である。しかし、全民所有制企業は、自ら「事業を企てる」ことができない。したがつて、それはそもそも企業とは言い難く、ただ行政部門の「附属性物」にすぎない。小宮隆太郎によれば、中国の国営工廠（中国では長い間、国営企業と呼ばれていた）は、定型化した生産活動を反覆的にくり返すことに携わるのみであり、その生産量を拡大することにのみ主眼をおいている組織体であるから、「企業」ではない。

第二節 市場経済化にともなう企業制度改革の試み

上記のようなソ連型の集権的計画経済体制は、旧社会主義諸国においてそれが実践された結果、経済運営の非効率性が顕著となつた。企業の所有者の一員であるはずの勤労者は、結局生産手段から疎外され、事実上賃金労働者の立場に置かれてしまつた。¹¹⁾この経済体制のもとでは商品の存在は認められないこととなつてゐるが、實際には資源配分について行政部門による需給の事前的一致を図ることは困難であるところから、一定程度の商品経済を承認せざるを得なくなつた。そこで、東欧諸国では、いち早く社会主義経済の集権制克服の道が模索され、経済改革が行われた。各国は、所有形態を多様化したり、価格、税、利子率および為替レートなどのレギュレーターを取り入れることによって市場経済化を指向する傾向が次第に強まつてきた。五〇年代後半に経済改革の「第一の波」¹²⁾が始まると、六〇年代半ばには「第二の波」¹³⁾、そして八〇年代初頭には「第三の波」¹⁴⁾が始まった。

一九七八年に始まる中国の経済体制改革は、この「第三の波」に影響を及ぼすと同時に、それからの波及効果をも受けている。

中国では、一九七八年以来、経済体制改革が漸進的に行われてきた。政治の面では、社会主義の政治理念と現存の政治体制が維持されており、社会主義の方向が目指され続けている。経済の面では、資源配分につき中央政府による調整を機能させ続けながらも、市場経済に適した生産方式や経営方式が積極的に取り入れられてきた。
中国の経済体制は、一九七八年未以降、集権的な計画経済から「計画的商品経済」などを経て、「社会主义市場経済」を目指すものへと転換してきた。この転換によつて、従来無視されていた市場、とくに土地、労働、資本という生産要素の市場⁽¹⁾が相次いで作られた。経済運営における資源分配の方式が、それまでの指令的な計画によるものから主として市場の需給関係によるものへ転換してきた。経済体制改革における市場経済化の動きは、中国の価格体系の形成メカニズムの改革過程によつてよく表されている。

中国の集権的な計画経済体制のもとでは、価格体系の形成は需給関係によるものではなく、ほとんど行政指令に基づいて行われていた。たとえば一九七九年改革・開放が実施した時点においては、小売商品については、政府が商品の価格を決定する割合が九五%を占めていた。⁽²⁾新中国成立以来、政府の工業化、とりわけ重化学工業化を優先して発展させるという政策のもとで、土地の無償使用や資金の低価格が長期にわたつて続けられていた。また、農産物や素材工業製品の価格は極めて安い。家賃、医療費および公共料金も安い。

一九七九年以後、中国の価格改革⁽³⁾は、主として価格比の調整（一九七九年から一九八四年まで）、価格の自由化と公共料金の調整（一九八四年から一九八八年まで）、「二重価格体系」⁽⁴⁾の形成、価格の自由化による物価上昇および金融引き締めの発動によるインフレ抑制などの段階を経て、一九九五年になると、価格管理方式につき従来の政府が価格を決定するという体系から、政府が決定する国家指令性価格、国家指導性価格および市場の需給関係による市場調整価格へと多様化された。しかも、中国の価格改革は、国家指令性価格の割合が下がり、国家指導性価格

および市場調節価格の割合が上がってきたという動きに特徴づけられている。たとえば、一九九五年末の小売商品では、国家指令性価格の割合が八・八%、国家指導性価格のそれが二・四%を占めたのに対し、市場調節価格の割合が八八・八%を占めていた。一九九五年末の生産財では、国家指令性価格の割合が一五・六%，国家指導性価格のそれが六・五%，市場調節価格のそれが七七・九%⁽²¹⁾を占めていた。

一方、生産手段の所有形態の調整についても、漸進的に進められてきたことが中国の経済体制改革の特徴となつていて。一九七八年に経済体制改革が開始されて以降も、公有制原則は、社会主義経済理念から生まれた特徴の一つとして、長らくの間基本的には堅持されてきた。しかし中国の経済体制改革は、次第に社会主義市場経済体制を目指すものへと転換されてきた。この転換にともなつて、公有制原則は今もなお理念として放棄されていないものの、その概念および内容は大きく変容してきた。中国の所有構造は、数回にわたる憲法改正を通じて次第に調整されてきた。すなわち、従来の全人民所有制と集団所有制が圧倒的に多く占めるという単純な所有構造から、公有制経済以外に非公有制経済を含む多様な所有構造へ変化してきた。しかも、公的所有の割合は下がり続け、経済体制における非公有制経済の重要さが増してきた。⁽²²⁾

経済体制における非公有制経済の位置付けの変化をみよう。一九八二年一二月の第五期全国人民代表大会第五回会議で、憲法改正が行われた。この改正憲法は、「國の經濟制度について「生産手段の社會主義的公有制、すなわち全人民的所持制および勤労大衆による集団的所持制」（六条一項）を採用し、「國營經濟は社會主義的全人民所有制經濟であり、國民經濟の主導的力である」（七条一項）と規定した。また「個人經營經濟は社會主義的公有制經濟の補完物である」（一一條）と定めた。

その後、中国の経済体制が社会主義市場経済体制へとさらに転換されるのにともない、数回の共産党大会の方針

決定およびそれに基づいた憲法改正によって、非公有経済の位置付けは次第に高められてきた。一九九七年九月に開かれた共産党第一五大会では、「公有制を主とし、多様な所有制経済がともに発展することは、現段階における基本的経済制度である」と指摘され、個人および私営経済、外資系経済などの非公有制経済は、社会主義市場経済の重要な部分であると強調された。このように、非公有制経済は、従来の公有制経済の「補完物」という立場から、社会主義市場経済の「重要な部分」に変わった。これは、社会主義市場経済における非公有制経済が重要さを増したことを意味する。²⁴⁾ 一九九九年三月の第九期全国人民代表大会第二回会議においては、上記の方針を踏襲しつつ、憲法改正が行われた。この憲法改正により、私営経済等非公有制経済は、憲法上においても、従来の社会主義公有制経済の「補完物」ではなくて、社会主義市場経済における「重要な部分」であると位置づけられることになった（二二条）。

中国の企業制度改革は、一九七八年以来、全人民所有の財産に対して国家が所有権を有し企業が経営権を有する、いわゆる「両権分離」に基づいて、企業の経営自主権を拡大することから開始された。企業制度改革は、それが開始されてしばらくの間は、制度的枠組みとして全人民所有形態を維持しつつ、全人民所有制企業を独自に経営できる主体に育成するために、企業の経営権を拡大することに焦点がおかれていた。この種の改革は、賃借経営責任制、経営請負責任制等を通じて行われてきた。一九九三年以後は、経済体制が市場経済へ移行するにともなって、国有资产の商品化、資産經營による資産価値の保持・増殖、全人民所有制企業の集團化などの要請が求められるなかで、企業制度改革は、国有资产授権經營を目指すものとなり、企業の法人財産権を承認する方向へと進んできた。

中国の企業制度改革のもう一つの方向を示したのは、全人民所有という制度的枠組みそのものを変える改革である。これは、全人民所有制企業などを株式制企業に改組させようとする、いわゆる株式制企業試行である。株式制

企業試行は、一九八三年に行われ始めた頃には、「両権分離」に基づいて行われる改革措置の一種と位置づけられた。その後、上記のような経済市場化および所有形態の調整とともに、企業制度改革における株式制企業試行の重要性が増してきた。一九九三年に「現代企業制度⁽²⁷⁾」の確立が打ち出された後は、株式制企業試行は、ようやく企業制度改革の方向を示すものとなつた。

第三節 本論文の構成

筆者は、先に中国の国有企业制度改革を国有資産授權經營という側面から考察した。⁽²⁸⁾ 本論文においては、国有企业社会化という側面から中国の国有企业制度改革を考察する。

本論文は、主として一九七八年改革開放が開始された後の株式会社制度の導入および株式会社制度の運営の実情に焦点を当てる。現在、公有制原則のもとに国有企业制度改革の一措置として株式制企業試行が行われていることに鑑み、とりわけ国有企业の株式会社への改組に焦点を当てるものとし、株式会社の機関運営についても主として改組された株式会社のうち国が主要株主である株式会社を対象に考察する。本論文では、まず、株式会社制度の導入に關し株式制企業試行の展開とこれまでの法整備の状況を概観する（第二章ないし第三章）。その後に、国有企业の株式会社への改組手順、企業再編の内容および株式市場の構成を考察する（第四章ないし第六章）。

ところで、周知のように、株式会社制度は、本来、財産の私的所有制度を前提にしている。株式会社形態は大量の資本を集め、投資リスクを分散させるために現れた企業形態である。株式会社制度は、一面では、近代組織として近代的な民主政治体制を基礎付けてきたという側面を有しているが⁽²⁹⁾、他面において、制度の効率的な運営がなさ

れるためには、政治組織によつて構築され運用される法律制度の保障に負うところが大きい。

中国では、市場経済化の進展にともなつて取り入れられた株式会社制度には、国有企业制度改革の重要な一措置として、企業の財産所有制度をはじめ、企業内部における諸関係の再構築が期待されている。それによつて、国家は従来の全民所有制企業の財産に対する唯一の所有者から、株式会社における単なる株主の一人に変わる。法人財産所有制度が確立されることによつて、会社ははじめて真に独自に経営できる経済主体になることができる。しかし、現実には、中国の株式制企業試行は、財産所有制度、国有資産管理、株主の権利行使といった面において公有制原則および人事管理制度など、政治的な要素から多くの影響を受けている。

このような環境のなかで、株式会社制度の導入は、果たして国有企业を独自に経営できる経済主体に育成することができるか。企業の財産所有制度や政治的な要素は、企業の自主性の確立、企業内部における諸関係の再構築に對してどのような影響を及ぼし、どのような問題を残しているか。中国の経済体制が競争原理を取り入れて市場経済へ移行中であり、将来的には、効率的な経済組織である株式会社制度を一層取り入れるべきであるという視点に立つた場合には、現在の中国の企業制度改革にはどのような課題が残されているか。

本論文の後半においては、このような問題に関心を持ちながら、株式会社制度が導入された後の運営状況を考察する。その際には、まず、株式会社制度の効率運営の基礎条件を考えながら、株式会社の機関運営に焦点を当てる。株式制企業試行に生じた問題を取り上げる（第七章）。その後、企業の財産所有制度に焦点をあてつつ、制度改革の経緯に触れ、制度改革について残された問題を検討し、中国の企業財産制度改革の本質を考察する（第八章なしし第九章）。最後にやや広い視点から、中国の企業制度改革の今後の課題を取り上げ、企業制度改革に対しても一定の評価を試みたい（第十章）。

(1)

この経済体制は、マルクスが構想した社会主義経済体制の枠組みに基づいて一九一七年ロシア革命後のソ連において実践されて形成されたものである。マルクスが構想した社会主義経済体制は生産手段の社会所有、事前の計画による資源配分および能力に応じて労働とそれに応じた分配によって特徴付けられている。この経済体制はまた商品の属性を否定した上で「等価交換」および需給の事前的一致を前提にしている。青木国彦『体制転換——ドイツ統一とマルクス社会主義の破綻』（有斐閣、一九九二年）三一八頁。

(2) 「過渡期の総路線」は、一九五三年に毛沢東によつて提起されたものである。一九四九年に共産党が革命の勝利を上げて、中国が新民主主義国家になつた。当初は、新民主主義段階が相当に長いと予想されていたが、この路線が提起された後は、新民主主義から社会主義への即時移行が決まつた。詳細は、毛里和子『現代中国政治』（名古屋大学出版会、一九九三年）三〇頁以下。

(3) これについては、一九五三年当初は「利用・制限・改造」という政策が実施され、国家資本主義、とくに公私合営と呼ばれた公（政府）私（資産家）合同経営という方式を用いることが決定された。すなわち、政府は、企業における資産家の持分を買収し、それによって民族資本の企業を公私合営企業に転換し、企業ごとに確定され持分金額の年間5%という固定率で少しずつその買収金を支払うという方式がとられた。中共上海市委員会統戰部、共産党歴史研究室ほか編『中国資本主義工商業の社会主义改造』（上海卷・上）（『中国資本主義工商業社会主义改造』）（中共党史出版社、一九九三年）二〇〇頁。

(4) 中国では、全人民所有制企業は、憲法上社会主義公有制の一部分として表現されていた。全人民所有制企業とは全人民所有の財産により設立された企業である。人々の間では、全人民所有制という所有形態にちなんで「全民企業」とも言い慣わされていた。憲法上、「国営經濟は全人民所有制經濟である」と定められ、政府が全人民所有制企業の經營管理に直接に当たつていたため、「国営企業」とも呼ばれた。一九九三年に憲法改正が行われ、從来の「国営經濟は全人民所有制經濟である」とい

中国国有企業の株式会社化（一）（虞）

う文言が「国有經濟は全人民所有制經濟である」という内容に改正された後、「国有企业」と呼ばれるようになった。

(5) 集團所有制企業は、本来中国の社会主義經濟の一部をなすものであり、勤労大衆の出資によつて設立された企業である。その企業形態には、都市部の企業と農村地域の鄉鎮企業が含まれている。一九八二年人民公社の解体にともなつて農村地域において鄉鎮企業が誕生するまでは、集團所有制企業は、主として都市部の企業のみをいい、人々の間では「集團企業」（原語：集體企業）と言い慣わされていた。事業の内容については、集團所有制企業は、主として地域住民の生活に密着した商業や全人民所有制企業から依頼された部品の加工などを営んでいた。黄卓著ほか「上海都市集團所有制工業企業における所有権と經營自主権に関する調査」（關於上海城市集体工業企業所有權和經營自主權問題的調查）法学研究二卷三号（一九八〇）四二頁。

(6) 中国では、この経済体制の特徴は、改革開放政策が実施されるまでの中国の計画管理制度や国有企业管理制度によつてよく表されていた。計画管理制度のもとでは、計画の編成や実施などは「統一計画・分級管理」という原則のもとに中央および地方政府の計画管理部門や企業の行政主管部門を通じて、行われていた。一方、国有企业管理制度では、全人民所有制企業が中央部・局、または地方政府のいずれかの行政主管部門の管轄に置かれることが特徴となつていて。詳細は、拙稿「中国の企業制度改革に関する一考察（一）——国有資産の授權經營および国有企业の集團化における持株会社の動向」名法（一九九六）第一六六号一九六頁以下、草野文男『中国社会主義經濟』（早稻田大学出版部、一九七六年）一六四頁、古澤賢治『中国经济の歴史的展開——原蓄路線から改革・開放路線へ——』（ミネルヴァ書房、一九九三年）九三頁。

(7) 劉国光「社会主義市場經濟理論の若干問題に関するして」（「關於社會主義市場經濟理論的幾個問題」）経済研究一四卷一〇号（一九九二）九頁。

(8) この制度によれば、企業は上げた利益や設備の原価消却費等を国の財政部門に上納し、国は財政収入として企業から上納されたものを統一的に使用する。他方、企業が国の指令的計画を遂行するために設備新規投資、固定資産の追加投資や運転資金

- が必要になった場合には、その資金は国の財政部から支給され、企業は無償でそれを使用する。企業が損した場合の損失はすべて国が負担することになる。
- (9) 指令的計画とは、国が全人民所有制企業に強制的に下ろした計画である。指令的計画においては、国が全般的な生産計画を定め、それに基づいて一定の生産物の生産高、生産額から生産コスト等に至る詳細な項目を指令性指標として全人民所有制企業に割り当て、その達成を義務づけている。
- (10) 小宮隆太郎『現代中国経済』（東京大学出版会、一九九一年）七七頁。
- (11) 西村可明『社会主義から資本主義へ——ソ連・東欧における市場化政策の展開——』（日本評論社、一九九五年）七頁。
- (12) この時期の経済改革として、一九五六年に起つたハンガリー事件により示された重工業優先政策に対する国民の反発を背景しつつ、消費重視政策と効率的経済管理方式が模索されたが、集権的な計画経済の根幹に触れていない。西村可明・前掲注(11)社会主義から資本主義へ一〇頁。
- (13) 「第二の波」の経済改革は旧ソ連のコスイギン改革とハンガリー経済改革を主な内容としている。コスイギン改革は、企業へ下ろされる行政指令の大幅削減や企業活動の評価指標としての利潤・販売高の導入などを内容としている。一方、ハンガリーリー経済改革は、協同組合や小規模私的經營を含む所有形態の多様化、市場における企業の利潤最大化行動の提倡、中央計画機関による独立の計画編成、計画実現に向けての価格、税などのレギュレーターの操作による企業誘導を内容としている。西村可明・前掲注(11)社会主義から資本主義へ一一頁。
- (14) 「第三の波」の経済改革は、八〇年代初頭に始まった。とくに八〇年代後半に入ると、ハンガリーでは西側同様の市場経済に大胆に接近する画期的な改革が開始された。それが契機となって、他の東欧諸国では集権的な計画経済の枠内での改良に終止したが、一九八九年後半に共産党政権が崩壊した結果、市場経済を目指し、根本的な経済体制の転換に取り組むことになった。またロシアをはじめとするソ連の構成国の場合、一九九一年末のソ連崩壊を契機として、東欧諸国に続いて経済体制の転

中国国有企业の株式会社化（一）（虞）

- (15) 董補初「東ドイツ国有企业改革からの思考」（従原東德国国有企业改革引起的思考）上海証券報一九九七年三月一日。
- (16) 一九七八年以後、中国の経済体制は、各時期における共産党の決議によって特徴付けられ、従来の計画経済から次第に需給関係を重視する市場経済へ進んできた。一九八二年九月の共産党第一二大会では、「計画経済を主とし、市場調節を補助とする」方針が提起され、一九八四年一〇月の共産党第一二期三中全会では、「社会主義計画的商品経済」を目指す方針が打ち出された。さらに一九九二年に、鄧小平は、武昌、深圳、珠海、上海などを視察した際に、中国の对外開放や経済体制改革について発言した。とりわけ鄧小平は、計画と市場との関係に関して計画と市場のいずれも経済手段であり、社会主義と資本主義の本質を区別するものではないと発言した。それを受け、同年一〇月の共産党第一四大会では「社会主義市場経済」が提起された。さらに翌年一一月の共産党第一二期三中全会では、「社会主義市場経済体制」の樹立が提起された。鄧小平「武昌、深圳、珠海、上海などの談話要点」北京週報六、七号（一九九四）一一頁（一九九四年二月八日）。
- (17) なお、「市場経済」が「計画的商品経済」に取つて代わつたことは、商品経済の発展の促進を強調したうえで、市場の需給関係による資源配分を主とする資源配分方式が、これまでの指令的計画による資源配分を主とする資源配分方式に取つて代わることを意味している。それこそが、資源配分方式における中国の現在の経済体制改革の本質である。劉国光・前掲注(7)四頁。
- (18) 一九八四年一〇月の共産党第一二期三中全会で採択された「都市経済体制改革に関する決定」は、「商品経済」という用語を用い、中国の商品経済はまだ未発達であり、それを大いに発展させなければならないと指摘しながらも、「我が国の社会主義の条件のもとでは、労働力は商品ではなく、土地、鉱山、銀行、鉄道など、国有の企業や資源もまたすべて商品ではない」と強調している。中国では、土地、労働、資本などの生産要素の市場が形成されたのは改革開放政策が実施され始めてから時間がだいぶ経過した後であった。
- 「我が国の経済体制に生じた四つの変化」（「我国經濟体制的四個變化」）「人民日報」（海外版）一九九四年九月三〇日。

- (19) 中国の価格改革については、石原享一「中国価格改革の新段階」アジア経済XXXXII—七・八（一九九六）九頁、吳敬璉／凌光星ほか訳「中国の市場経済——社会主義理論の再建」（サイマル出版会、一九九五年）二八一頁以下。
- (20) 同種類の製品につき計画内部分の行政決定価格と、計画外部分の市場決定価格が存在するという価格体系である。
- (21) 「中国物価」（中国物価出版社、一九九六年）、中国研究所『中国年鑑』（大修館書店、一九九七年）一五七頁。
- (22) 公有制原則とは全人民所有制と集団所有制、いわゆる公有制経済が、国民経済のなかで主体的地位を占めることを意味する原則である。この原則は中国の社会主義経済を性格付けた要素の一つである。一九八二年の憲法によれば、公有制経済は全民所有制企業と集団所有制のみを指す。しかし経済体制の市場経済化への転換とともになって、数回の共産党大会の方針転換および憲法改正によって、その内容は次第に新たに解釈された。一九九七年九月に開かれた共産党第一五大会では、「公有制経済は国有経済と集団所有制経済のみならず、混合所有制経済に含まれた国家所有および集団所有の持分も含む」と解釈された。江沢民「鄧小平理論の偉大な旗印を高く掲げて中国の特色をもつ社会主義を建設する事業を全面的に二十一世紀に推し進めよう」北京週報四〇号（一九九七）（一九九七年一〇月七日）文献（四）。
- (23) 企業形態別に工業生産高の割合を見れば、一九八〇年においては、国有企業が七六・〇%、集団所有制企業が二三・五%を占めていたのに対して、個人・外資系企業は僅か〇・五%の割合にすぎなかった。それが、一九九〇年には、国有企業は五四・六%、集団所有制企業は三五・六%、外資系等のその他の企業は九・八%を占めていた。さらに一九九六年になると、それが、国有企業は二八・八%、集団所有制企業は四〇・四%、外資系等のその他の企業は三〇・八%を占めるようになった。國家統計局『中国統計摘要（一九九七）』（中国統計出版社、一九九七年）九四頁。
- (24) 張卓元「第一五大会」報告の社会主義経済理論に対する重要な貢献」（『一五大』報告対社会主義経済理論の重要な貢献）経済研究一九巻一〇号（一九九七）七頁。
- (25) 一九八八年五月に公布された「全人民所有制小型工業企業賃借經營暫定施行条例」（全民所有制小型工業企業租賃經營暫行

中国国有企業の株式会社化（一）（虞）

条例）によれば、賃借経営は、国が授權する行政部門である貸貸人は、期間を定めて企業経営の権限を賃借人に引き渡し、賃借人は賃貸人に賃借料を支払い、契約の規定に従つて企業の自主経営を実行するという経営方式である（三条）。これは主として小型の全人民所有制企業に適用された改革措置である。

(26) 経営請負責任制は、「両権分離」に基づいて、企業の経営者が国に対して利潤上納などについて請負うという改革措置であり、主として大型および中型の全人民所有制企業で実施された経営形態である。一九八八年二月に公布された「全人民所有制工業企業経営請負責任制暫定施行条例」（全民所有制工業企業承包経営責任制暫行条例）によれば、経営請負責任制の主な内容は、請負人が国に対して利潤の上納ベースを請け負い、設備追加投資の任務達成を請け負い、賃金総額と経済効率および利益を連動させる点にある（八条）。

(27) 一九九三年一月の共産党第一四期三中全会では「社会主義市場経済体制」の樹立が提起され、「現代企業制度」の確立が企業制度改革の目標として打ち出された。「現代企業制度」は、以下のようなことによって特徴付けられている。企業の財産権がはつきりしており、企業の国有資産の所有権は国に属し、企業は法人財産権を有し、民事権利を有し、民事責任を負う。企業の権利と責任が明確で、企業は、法律により自主経営、損益自己負担を行い、法律により納税し、出资者に対して資産価値の保持と増大の責任を負う。企業は市場のニーズに基づいて生産経営を組織し、政府は企業の生産活動に直接に介入しない。また企業は科学的な企業管理制度を確立し、所有者、経営者、従業員間の関係を調整し、奨励と制約を結び付けた経営メカニズムを形成する。その内容を見る限り、「現代企業制度」は、企業に法人財産権を賦与し、有限責任制度を導入するところから、株式会社制度の導入を内容としている。「社会主義市場経済体制を確立するうえでの若干の問題についての中国共産党中央委員会の決定」（北京週報第三一巻第四七号、別冊付録文献（五）（一九九三年一月二三日）四頁）。

(28) 中国の企業制度改革における国有資産授權經營の詳細は、拙稿「中国の企業制度改革に関する一考察——国有資産の授權經營および国有企业の集團化における持株会社の動向——（一）～（三）参照」（名法（一九九六）第一六六号一九一頁、（一九

九七）第一六八号一五一頁（一九九七）第一六九号二四三頁。

(29) アメリカ新大陸におけるイギリス植民地の建設は、国王から特許状を得て営利会社を設立することによって始められた。また各種民地では、会社組織から影響を受けて、自治組織が設置され、代議制議会が招集されるようになった。後に、マサチューセッツ湾会社における特許状の憲法への転化を経て、コネティカットのタウンの人々が起草したコネティカット基本法は、近代民主主義の最初の成文憲法に転化してきた。詳細は、浜田道代「会社制度と近代的憲法体制の交錯——黎明期のアメリカにおけるその歴史的展開——」青竹＝浜田＝黒沼編『現代企業と法』（名古屋大学出版会、一九九一年）二三七頁以下。

第二章 株式制企業試行の導入と展開

中国では、株式制企業試行は、農村の共同出資による企業の設立から始まり、次いで都市部の集団所有制企業と全民所有制企業が企業の資金調達の要請に応えるためにこれを導入するようになつた。株式制企業試行は、当初は地方レベルで、しかも一部の地域に限つて行われていたが、後に経済体制改革が進むにつれ、全国規模に広げられてきた。中国における本格的な会社制度の導入は、中外合弁経営企業が出発点であつた。企業制度改革の展開にともない出資者の有限責任制や法人財産権といった会社制度の特徴が次第に認識されるようになつた。一九九三年に「社会主义市場経済体制」の樹立が打ち出された後、株式制企業試行は企業制度改革の方向を示すものとなつた。この章では、このような株式制企業試行の導入と展開の過程を考察する。

第一節 株式制企業試行の始まり

一 農村株式合作制企業

複数の投資者により出資されるという企業形態として捉えた場合、株式制企業試行は、一九七九年改革開放が実施された後に、農村株式合作制企業が登場したことから始まつたといえよう。中国の経済体制改革は農村から始まつた。一九七八年当時ににおいては、農村の人民公社体制のもとで、全体としては農民の共同生産体制が維持されていたものの、農戸ごとに行われた經營請負責任制が実施され始めた。これによつて、農民が土地に縛られてきた状況に終止符が打たれた。他方、農戸經營請負責任制の実施にともなつて、農村の商品経済が大いなる発展を遂げた。これにともなつて、企業を興すことが求められるようになつた。そこで、農民は「以資帶労、以労帶資」という方式を用いて企業を設立することを考え出した。⁽¹⁾ すなわち農民は資金、实物および労務を持分として出資して企業を設立するとともに、企業の従業員として働く。

一九七九年三月に国務院が「社隊企業発展の若干問題に関する規定」を公布した。この規定は、農民が互いに資金や労務を出資して企業を設立する、いわゆる株式制方式を評価した。一九八二年以後、全国各地に農民株式合作制の萌芽が見られるようになるが、その主要部分は、農村における単純な共同出資企業としての株式制企業が占めていた。一九八三年に共産党中央委員会が発布した「当面の農村経済政策に関する若干問題」によれば、農村の株式合作制企業は、共同出資者はともに効かなければならぬ。そこでは、「労働に応じた分配」という原則が貫かれていたため、効かずに出資のみによる利益分配を受けることは許されなかつた。⁽²⁾

農村の株式合作企業は、複数の出資者による資金調達という点においては、株式会社や有限会社といった会社制度と共通した点を見せて いる。しかし、株式合作企業は、企業の法人財産権を有するものではなく、この点では先進国に見られる組合に似ている。また、株式合作企業は、中国の合作経済の一部に位置付けられ、農村の集団所有制企業の範疇に含まれた企業形態である⁽³⁾。これは一九七九年に始まる中国の企業制度改革において一つの段階を示すものであったが、会社制度の導入の出発点であったと位置づけることはできない。

二 中外合弁経営企業とその影響

中国では、外国の直接投資を誘致するために、改革開放政策の実施とともに、外資系企業のための法整備が重要な課題となってきた。そこで、一九七九年七月に、国の立法機関が諸外国の会社制度を参考にして「中外合弁経営企業法」（「中外合資経営企業法」⁽⁴⁾）を公布した。後には、「外資企業法」（「外資企業法」）（一九八六年四月）、「中外合作経営企業法」（「中外合作経営企業法」）（一九八八年四月）が制定され、これらの法律の実施条例が相次いで制定された。

中外合弁経営企業は、外国の会社、企業および個人と中国の企業、経済組織と共同出資により設立された企業である（一条）。企業の責任態様を見れば、中外合弁経営企業は有限責任会社である（四条一項）。合弁経営企業に見られた、共同出資および有限責任という二つの特徴は、中国の所有制形態別の企業制度から見れば、従来のものとは全く異質である。それゆえに、合弁経営企業の設立が容認されたことは、企業の所有形態の制度的枠組みにふれた改革の始まりであり、中国において初めて会社制度の導入に踏み切ったものとして、当時においては画期的であ

つた。

「中外合弁経営企業法」などの法律は、会社法という名を用いなかつたが、有限責任会社に関する実質的な規定を多く設けていた。外国投資に対する奨励措置のほか、設立手順、企業組織、機関運営、財務会計、解散といった内容を備えており、いわば優遇措置を定める投資奨励法と会社法の二重の性格を持つていた。したがつて、これらの法律こそが新中国の会社法整備の出発点であつたともいえる。

中外合弁経営企業の企業形態は、一九八〇年代の当初の段階で、連合経営企業と株式合作会社に直ちに影響を及ぼすようになった。八〇年代の初めに、企業間で経済連合という動きが現れた。一九八〇年七月一日に「経済連合の促進に関する暫定規定」（「關於推動經濟聯合的暫行規定」）が公布された後は、連合経営企業が急速に発展してきたのであつた。⁽⁶⁾これら連合経営企業では、中外合弁経営企業の企業形態から示唆を受けた結果、責任様にしてはほとんど有限責任会社の形式をとつた。管理機構の設置についても、董事会の指導における総經理責任制をとつた。⁽⁷⁾

他方、一部の農村の株式合作制企業もまた、中外合弁経営企業から示唆を受けて、株式合作会社に組織変更するようになつた。株式合作会社は、一定の地域社会の集団所有財産をもつてそれを均等額の株式に換算し、集団構成員にその株式を割り当てるほか、集団構成員以外の一般大衆を対象に株式を募集して設立した会社である。⁽⁸⁾一九八三年に七月に、深圳市宝安県政府、郷および個人の出資により深圳市宝安聯合投資總公司が設立された。これは中國国内における株式合作会社の第一号であると見られている。宝安聯合投資總公司は合わせて資本金を一三〇〇万元調達した。そのうち、政府の持分は二〇〇万元で、株式総金額の一五・四%を占めており、法人の持分は一六〇万元で、株式総金額の一・二・三%を占めており、一般投資者の持分は九四〇万元で、株式総金額の七二・三%を占

めている。⁽⁹⁾ ほかに、深圳銀湖觀光センター（公司）や深圳万豊村の村企業がこの企業形態をとつた。⁽¹⁰⁾

第二節 株式制企業試行の本格化

一九八四年四月に、国家経済体制改革委員会が常州で都市経済体制改革試行工作座談会を開き、都市集団所有制企業および小型の全人民所有制企業を活性化する方法として株式制企業試行を認める方針を打ち出した。⁽¹¹⁾ 同年一〇月に共産党第一二期三中全会が開かれ、経済体制改革の重点が農村から都市へ移されることになった。それにともなって、株式制企業試行は、北京、上海、廣東省、深圳などの都市部に広げられるようになつた。株式制企業試行は、多様な経営方式の一つとして企業制度改革の側面を持っているが、当時においては、企業の単なる資金調達の手段である点に重点が置かれていた。

一 資金調達の要請

第一章で述べたように、集権的な計画経済体制のもとでは、企業と国との関係は「統一収入・統一支出」という関係にあつた。改革開放が行われて以来、財政面における企業と国との関係が見直されてきた。一九八〇年には、企業の固定資産の追加投資に必要な資金が銀行の貸付によって賄われるようになり、統いて一九八三年から企業の運転資金のすべてが銀行の貸付によつて賄われることになった。⁽¹²⁾ それに加えて、利潤留保制度などによつて企業の独自利益に関わる権限が拡大され、企業が自己資金を有するようになつた。これら一連の措置が講じられた結果、

企業の資金調達のあり方が大きく変化してきた。八〇年代の初め頃には、全民所有制企業の資金調達には主として①国の財政支出、②銀行による貸付、③利潤留保で残された自己資金という三つのルートが存在していた。

しかし、一九八〇年代以降、政府の財政收支は大幅な赤字を続けた。一九八〇年から一九八三年までの各年度の財政赤字の金額はそれぞれ一二七・五億元、二五・五億元、二九・三億元および四三・五億元であった。^(註)そのため、財政面から企業の設備投資拡大を支えることが不可能となり、企業の固定資産投資に占める財政資金（予算内投資と呼ばれる）の割合が大幅に低下した。一方、企業が銀行の貸付に依存する場合には、企業の経営は中央銀行の金融政策の変動による影響を受けやすいため、安定した資金調達を確保することができない。このように、改革開放が行われて以来、従来の資金調達の方法では、企業の発展にともなってますます増加してきた企業の資金調達の需要に応じられなくなつた。

他方、国民が高額の貯蓄を持つようになつてきた。統計によると、一九七八年末の国民の貯蓄額の残高は一一〇・六億元で、一九八三年末になると、その残高はすでに八九二・五億元に上つている。^(註)当時においては、国民の貯蓄はほとんど銀行預金と手元に保管された現金となつていた。国民個人のお金の使途は、日常生活のための商品購入支出が大部分で、国債や社債などの購入支出はほとんどなかつた。都市住民家庭収支に関する抜き取り調査によるところ、一九八一年から一九八三年までの間に、生活費支出額に占める食品、衣類などの日常の商品購入支出の割合は、いずれも九一ないし九二%となつており、家賃、光熱費、交通費などの非商品支出は僅か七ないし八%となつている。^(註)したがつて、当時についでは、国民の保有する資金をいかに生産資金に転換し、その資源をいかに合理的、かつ有効に使用するかが課題となつていた。

このような状況のなかで、企業が株式会社に改組されば、企業は株式を発行することによって資金を調達しう

ることが注目されるようになった。中国では、一九八四年以後、株式の発行は新たな資金調達の手段として多くの企業に用いられるようになつた。多くの企業が株式会社に改組されたが、その際には、企業の集団所有または国家所有の資本が株式に換算されるものとして、あるいは企業の従業員個人を対象に従業員株が発行された。したがつて、この時期の試行は、主として企業内部株式制の試行段階と位置づけられる。⁽¹⁸⁾ たとえば一九八四年に七月に、北京の天橋百貨公司が、商業部門の従業員を対象に、額面が一〇〇元で定期三年の株式を三万株発行し、同年九月には天橋百貨株式有限公司に組織変更した。

ほぼ同時に株式の一般公募も行われた。一九八四年一一月には、上海電声總工場が発起人となつて一般公開募集により額面五〇元の非償還株式を一万株発行し、上海飛樂音響株式会社を設立した。この会社は、当時においては、比較的に規範化された手続に従つて、しかも初めて一般公開募集方式により設立された。ほかに、上海市では、上海延中実業株式会社などの一般公開募集会社が七社、相次いで設立された。

当時においては、株式制企業の設立や全人民所有制企業ないし集団所有制企業の株式会社への改組に関する法整備に先だって、各地において株券の発行および譲渡に関する規定が相次いで作られた。一九八四年七月に、中國人民銀行上海市分行が「上海市株券發行暫定管理弁法」（「上海市股票發行暫行管理弁法」）を発布した。同年九月に、中國工商銀行上海市分行が、この「暫定管理弁法」に基づいて、「上海市株券發行代理業務暫定規定」（「上海市股票發行代理業務暫定規定」）を公布した。ほかに、福建省、廈門市、浙江省、廣東省、北京市が、一九八六年から一九八七年にかけて企業株券・債券の管理に関する試行弁法を公布した。これらの規定は、株券の発行および譲渡についてのみ規定したものであつたため、内容的に未熟な点が多く含まれていたが、中国の株式制企業試行の初期段階における、株券の発行および譲渡の特徴をよく現している。株式制企業試行および株式の発行については、主

として次のような特徴が見られる。

①株式の種類については、株式は主として集団株（原語：集体股）と個人株に分類される。たとえば「上海市株券發行暫定管理弁法」や「福建省企業株券・債券管理試行弁法」（「福建省企業股票債券管理試行弁法」）（一九八六年八月）や「広東省株券・債券管理暫定弁法」（「広東省股票債券管理暫定弁法」）（一九八六年一〇月）は、株式を集団株と個人株に分類している。「上海市株券發行暫定管理弁法」によれば、集団株は、上海市に限って、全人民所有制企業、集団所有制企業、鄉鎮企業および農業生産隊⁽¹⁹⁾が発行して、企業が自己の留保資金をもつて購入する株券である。個人株は、都市および鎮（農村地区の町に相当する地域）に所在する企業の従業員、地域住民、農業生産隊の人員等が購入できる株券である（二項）。ほかに、株券への記名の有無により株式を分類する方法も用いられている。

②債券型株式である。上記の「上海市株券發行暫定管理弁法」によれば、株式は償還期限の有無により分類される。償還期限が付いた株式は、期限を明記したうえ、一回または数回で満期時に元金が償還される（五項）。前述の天橋百貨株式有限会社の例からも分かるように、初期に組織変更された企業の株式は、払い戻しが可能な債券型株式がほとんどであった。もっとも一九八六年の広東省および北京市の上記の規定では、払い戻し可能な株式の発行は規制の対象とされることになった。

債券型株式には利子および利益配当を受ける権利が付されており、高い収益性が約束されていた。「上海市株券發行暫定管理弁法」によれば、株式の利子については、集団株は、企業が銀行に預け入れる場合の一年定期の利率で計算され、個人株は、一年定期の銀行預金の利率で計算される。一株当たりの年間の利益配当額は、株式の券面額の三ないし5%の程度に設定しうるが、株式の利子と利益配当額の総額には上限が設けられている。すなわち集

団株は券面額の七・二%を超えてはならず、個人株は券面額の一五%を超えてはならない（三項）。「広東省株券・債券管理暫定弁法」によれば、株式の利子と利益配当額の年間総額は券面額の一五%を超えてはならない。集団株と個人株の株式利益率（原語・股息率）は、銀行がそれぞれに定めた企業または個人の一年定期預金利率の二〇%を超えてはならない（一一条）。ここでは、集団株と個人株を平等に扱うという発想は見られない点が注目される。

③株式発行の方式については、一般公開募集方式により株式を発行した公開募集会社は僅かであり、いわゆる縁故募集方式が多く用いられた。会社を設立する際には、発起人が引き受けた以外の株式について、会社の従業員または他の企業法人を対象に株式を発行するのが普通であった。

二 株式制企業試行をめぐる議論

株式制企業試行は国の単独出資という企業の所有制度の枠組みにふれるものである。それだけに、都市部における株式制企業試行が始まつて僅か一、三年経過した一九八五年頃、株式制企業試行が全人民所有制企業に広げられるようになるのにもなつて、それをめぐる議論が活発になつた。その議論は、主として株式制企業試行の目的や、株式制企業試行と全人民所有制企業制度改革の方向との関連性等をめぐつて、展開されていた。議論の焦点は、株式会社制度が中国の「社会主義計画的商品経済」に適するか否か、株式会社制度が導入されると、中国の公的所有制度が脅かされるか否か、といったことについた。²⁰

株式制企業試行が中国の企業制度改革の指向性を示すと主張した見解には、従業員の労働意欲が引き出されるとに着目した見解もあれば、株式会社制度における所有権と経営権との分離を強調して、企業経営方式が転換され、

国と企業間の財産所有関係が明確化される点を評価したものもある。

前者は、次のように主張した。株式制企業試行を行つ際に、従業員株を設けて、会社の従業員に会社の株式を割り当てれば、従業員は生産財と直接に結び付くことになる。これによつて、従業員の出資者としての経済利益と企業の経済利益が一体になるため、従業員の所有者意識が強まり、労働意欲が引き出される。これは企業の生産性を向上させるのに資するであろう。⁽²⁴⁾ また後者は、株式制企業試行は中国の社会主義商品經濟を発展させ、「政企分離」⁽²⁵⁾ を促進させるのに資し、法人財産権を承認して全人民所有制企業を経済主体に育成させるためにも役立ち、しかも企業の新たな資金調達の道を開いた、と主張した。⁽²⁶⁾

これに対して、株式制企業試行に否定的な見解は、次のような理由を挙げている。①株式会社においては、国が支配的な持株比率を維持することにより会社の経営活動を支配する限り、それは、政府が行政命令を通じて企業經營に介入するのと全く同様である。このため、株式制企業試行は「政企分離」を促進させることはできず、企業が株式会社に変更された後も、政府が株主の立場で会社經營に介入することができる。この意味では、株式制企業試行はむしろ国家と企業との関係を一層緊密なものにさせてしまう。会社における国の持株比率が下がつて会社に対する国の影響力が弱まると、企業の短期經營という現象が一層激しくなる恐れがある。②国が主要株主として会社の利益配当を決定し、会社の経営者人事を決定し、会社經營や財務などを監督管理するといった職能は、現在の全民所有制を維持したままで十分に果たせる。③株式会社における国家株の株主代表者は、実質的には全人民所持制企業の工場長とほとんど変わることがない。⁽²⁷⁾

三 一九八〇年代の後半から一九九〇年代にかけての展開

上記のように、株式制企業試行をめぐる議論がなされたにもかかわらず、一九八六年以後、株式制企業試行は、共産党および政府の一連の方針や政策により決定され、進められてきた。一九八六年一二月に、国務院が「企業改革の深化、企業活性化の増強に関する決定」を通達した。これは、全人民所有制企業における「両権分離」を実現する一方法として、条件が整った大型および中型の全人民所有制企業において株式制企業試行を行うと規定している。²⁴⁾このようにして株式制企業試行は、大型および中型の全人民所有制企業にまで広げられた。

前述のように、一九八四年以後、株式制企業試行が都市の集団所有制企業と小型の全人民所有制企業に広げられるようになると、各地においては、企業は相次いで株式を発行して資金を調達した。当時においては、株式の発行規模や資金の利用に関しては政府の管理が対応しきれなかつたため、企業は勝手に資金を調達した場合が多かつた。それゆえに、株式や債券の発行による資金調達には少なからぬ混乱が生じた。そのうえに、一九八七年当時には、中国でインフレが起つたため、政府の投資抑制政策がとられるようになり、その影響を受けて地方政府主導により進められてきた株券・債券の発行が厳しく抑制され、中央政府のマクロ管理の下に置かれるようになった。²⁵⁾

一九八七年三月二八日に国務院が、企業の株式・債券の発行による資金調達を管理・監督するために、「株券・債券の管理強化に関する通達」（關於加強股票債券管理的通知）を出した。この「通達」は、資金調達、企業間の協業と経済連合の促進といった、株券・債券発行の役割を評価したうえで、株券・債券の発行に対する管理を強化することを強調した。株式の発行および株式制企業試行については、この「通達」は、次のように定めている。

①株式の発行は、すでに認可された一部の集團所有制企業に限定され、全人民所有制企業による株式の一般公開募

集は規制される（一項、二項）。②連合經營企業の発展を促進するために、企業間の連合經營に限つて企業は株式方式を用いることができるが、株式を一般公開募集することはできない。また株式の上場は中国銀行の認可を得なければならない（三項）。

その後、一九八七年八月六日に、中国人民銀行は金融事業の主管部門として、上記の国务院の「通達」の方針に基づいて、株券・債券による資金調達に対する管理を強化するために、二一号および二二号の文書を出した。これらの文書は、株券および債券については株券と債券の相違点を明確にさせたうえ、株券および債券の概念や様式を規範化した。また株券は元本を払い戻してはならず、債券は利益配当を行ってはならず、株券・債券の様式については中国銀行の審査を受けなければならない、と規定している（三項、四項）。

一九八七年一〇月に開かれた共産党第一三大会は、株式制企業の試行を評価したうえ、全民所有制企業の資産再編の一方法として、株式制企業試行を引き続き行つてもよい、と指摘した。続いて、一九八八年九月に開かれた共産党第一三期三中全会は、株式制企業試行は、公有制の主体性を維持し私有化を推進することではなく、明確化されていない企業の財産所有権を明確にさせ、企業の経営方式を転換させ、企業行動の合理化を図ることがその目的である、と強調した。

一九八八年一一月に開かれた全国計画経済体制改革工作会议では、株式制企業試行が、会議の議題として取り上げられ、「両権分離」を推進すべく、経営請負責任制とともに、積極的にそれを行うことが決定された。それ以後、国家経済体制改革委員会は、株式制企業試行に関する規則の制定や実施計画の作成等に着手した。当時、株式制企業試行は、行われ始めて僅か四、五年経つたとはいえ、順調な発展ぶりを見せた。全国の二〇の省および直轄市を対象にした統計によれば、一九八八年現在では、株式会社または有限責任会社に変更された企業はすでに三、八

○○社にのぼつた。^却

一九八九年から一九九一年にかけての時期は、「天安門事件」の影響で、株式制企業試行が他の経済体制改革と同様に冷え込んでしまった。

中国の経済体制改革は、一九九二年の鄧小平の「講話」を契機に新たな発展を迎えた。鄧小平が深圳や上海などを視察した時期に、共産党の機關誌である「人民日報」に、「対外開放と資本主義の利用」と題した文章が掲載された。そこでは、先進諸国から法律制度等を取り入れることについて、「資本をはじめ、技術、管理ノーハウを導入し、さらに客観的法則の真理を反映する資本主義諸国の経済政策と経済法²⁸のうち、中国にとつて参考になるものであれば、それを大胆に取り入れるべきである」という主張が展開された。これは鄧小平の「講話」に沿つた内容であり、先進諸国における株式会社制度などの市場経済体制に適した諸制度を大胆に導入するための道を開いた文章であつたといえよう。その後、株式制企業試行は、一段と加速され、地方中心であつたのが全国的な規模へ広げられるようになつた。それにともなつて、企業制度改革においては、株式制企業試行が、国家と企業との関係を調整し、企業の経営メカニズムを改善し、企業を経済主体に育成するうえで持つ革新的な意義が、次第に認識されるようになつた。一九九二年五月に公布された「株式制企業試行弁法」では、株式制企業試行の目的として、企業の経営メカニズムの転換、「政企分離」の促進、企業の自主経営および企業の自ら損益の負担が上げられている（一項の（一））。同年一〇月には「社会主義市場経済」の理論が提起され、一九九三年一月に「社会主義市場経済体制」の樹立が唱われた後、企業制度改革としては「現代企業制度」を確立する方針が打ち出された。株式制企業試行は、中国の企業制度改革の目的に合致し、企業制度改革の方向性を示すものと明確に位置付けられるようになつた。

一方、一九九三年四月に第八期全国人民代表大会第一回会議で憲法改正が行われ、従来の「国営経済は全人民所
有制経済である」という文言が「国有経済は全人民所有制経済である」に改正され、「社会主義市場経済の実行」
という言葉が明記された。これによつて、法律上、生産手段の所有形態については、国有経済と全人民所有制経済
との関係が明かになつた。経営形態については、全人民所有制経済は国が経営を行うという固定的関係が、憲法上
の要請ではなくなつた。

この憲法改正は、全人民所有制経済における所有権と経営権の区別を適切に表したため、企業制度改革を一層進
めるための法的根拠を提供した。^{〔註〕}全人民所有制において、国が所有者であることが明記されるとともに、国が所有
者であればよいこととなつたという点からすれば、この憲法改正は、国有企业に株式会社制度を導入するための道
を開いたといえよう。

一九九三年以後、株式制企業試行につき注目されるのは、国有企业から改組された株式会社が、設立後、直ちに
海外の株式市場で株式を上場するという動きであった。

一九九四年一一月には、「現代企業制度を確立するための全国試行工作会議」において、一九九五年から全国で
一〇〇社の大型国有企业を対象に株式制企業試行を行うことが決定された。この一〇〇社の企業は、いずれも大型
国有企业であつて、詳細な改組作業が直接に行政部門の指導のもとで行われた。

一九九七年九月に開かれた共産党第一五大会では、公有制経済の概念は新たに解釈され、国有経済と集團所有制
経済のみならず、複数の投資者の出資による混合所有制経済に含まれた国家所有および集團所有の持分も公有制経
済の一部であると解釈された。これは、公有制原則を維持し続けながらも、国有企业の株式会社制度への改組を本
格的に行うために道を開いた。

四 株式発行による外資の調達

中国では、外資導入は対外開放に関する基本政策の一つである。従来、それは主として、外国政府、金融機関などからの借款、外国での外貨建債券の発行、外国投資企業の設立による外国資本の直接投資に限られていた。しかし、企業を設立するという直接投資に比べて、株式市場を通じて外貨を調達することは、便利で迅速な資金調達の方法であるとともに、海外の投資家にとっては中国市場へ参入するルートが一つ増えることを意味する。

企業が外貨導入の目的で株式を発行する場合としては、一つには、株式会社が国内の証券市場において外国投資家に向けて人民幣特種株式（B株^[6]）を発行する場合がある。また、設立済みの外国投資企業^[5]が株式会社へ組織変更される場合もある。時期的にはかなり後のことになるが、会社が直接に海外の証券市場に株式を発行・上場する場合もある。

一九九一年以降、既存の株式会社が、国内の証券市場で外国投資者向けの人民幣特種株式（B株）を発行して外資を調達する方法を用いるようになつた。一九九一年一月に、上海真空電子部品株式会社が政府当局の認可を得て、初めて国内の証券市場で外国投資者向けの人民幣特種株式（B株）を発行し、続いて一九九二年一月二一日に、上海証券取引所にそれを上場した。

外国投資企業の株式会社への組織変更は、鄧小平「講話」少し前から始まつていた。第一号は既存の外国投資企業の組織変更の形態によるものであった。深圳大通実業有限会社である。

この会社は一〇〇%香港資本により設立された外国投資企業であつたが、一九九〇年七月に、深圳市政府の認可を得て、株式会社へ変更された。再評価された有限会社の自己資本（純資産）は、三〇五二万元であつた。変更後

の株式会社の資本金は六〇〇〇万元であった。株式会社は発起設立方式により設立され、株式のすべては法人である発起人により引き受けられた。その内訳は、中国側が株式総数の四〇%を保有し、外国側が株式総数の六〇%を保有する。⁴³⁾ 続いて、一九九二年二月に上海聯合紡績有限会社が株式を発行して外国投資株式会社に組織変更した。

その後、株式制企業試行は、国有企业を国際基準に合わせつつ直接に海外上場の株式会社へと改組する動きを見せており、国有企业から改組された株式会社は、海外の証券市場で外貨建ての株式を発行して資金調達を行うようになった。一九九二年一〇月に政府が「第一次海外上場候補企業」のリストを発表した。これを受けて、翌一九九三年七月に青島ビール株式会社が香港の証券市場で株式（H株）を、上海石油化学株式会社が香港およびニューヨークの証券市場で株式（H株およびN株）を発行・上場した。一回目で香港上場予定の九社のうち、四社が一九九三年内に、残りの三社が一九九四年に株式を発行・上場した。続いて、ニューヨーク証券取引所でADR（アメリカ預託証券）を発行・上場し、ロンドン、シンガポール等の証券市場で株式を発行・上場した。一九九六年現在、海外上場の株式会社は三六を数え、うち香港に上場したもの（H株）は二九社、ニューヨーク（N株）に六社、ロンドン（L株）には一社であった。⁴⁴⁾

註

- (1) 金建東ほか編『株券債券全書（上）』（『股票債券全書（上）』）（北京理工大学出版社、一九九一年）四一頁。
- (2) 田中信行「中国における株式制度の実験過程」中国研究月報五号（一九九四）三頁。なお、同論文は中国の株式制企業試行の導入や展開について詳細にまとめている。
- (3) 農村の株式合作制企業に関する法整備を行ったのはかなり後であった。一九九〇年二月に、中央政府の省庁の一つである農

業部が「農民株式合作企業暫定条例」を通達した。それによれば、農民株式合作企業は、労働農民の合作経済であり、社会主義の労動大衆による集団所有制経済である（三条）。

(4) 中国では、「文化大革命」の間は司法機関が壊され、立法活動が停止していた。改革開放が行われた直後の一九七九年に制定されたこの法律が「法」と名乗ったことには、意義があった。なお、当時においては、行政管理に関する法規範の「行政法規」や行政「規章」についても、条例、規定、弁法、決議、通告、命令、指示、通知、細則等々いくつかの名称が用いられ、用語法が混乱していた。「行政法規」名称の統一が進むようになったのは八〇年代後半になってからである。一九八七年制定の「行政法規制定程序暫定条例」によれば、「行政法規」として制定されるものの名称を統一して条例、規定、弁法に限定する。国务院の部や地方政府が制定するものは「規章」であり、「条例」という題名を付けることはできない。なお、詳しく述べ近藤昭三「現代中国行政法法源試論」札幌法学四巻一・二合併号（一九九三）七〇頁以下。

(5) 従来の国有企業管理制度のもとでは、企業はそれぞれ縦割りまたは横割りの行政主管部門に配属されていたため、地域閉鎖、部門分割等の問題が生じ、企業間の協業も経営資源の組み替えもほとんどなされることがなかった。このような閉鎖的なプロ

ック経済を超えて、企業間の協業を強めるために、八〇年代の初め頃、経済連合という動きが現れるようになつた。

(6) 「経済連合の促進に関する暫定規定」では、自らの所有形態を変更せず、行政従属関係を変更せず、財政上納ルートも変更しない、いわゆる「三不变原則」が定められている。これによつて、業種が違い、異なる行政主管部門の管轄に属する全人民所有制企業間、または全民所有制企業と集団所有制企業との間で経済連合企業が設立された。その後、政府は経済連合の一層の発展を図るために、一九八六年二月二三日に「横経済連合の一層の推進についての若干の問題に関する決定」（關於進一步推動横向經濟聯合若干問題的規定）を公布した。これを受けて企業間の経済連合は、業種にまたがる水平的な横経済連合へと発展してきた。

(7) 合弁經營企業では、董事会は、合弁經營企業の最高権力機構であり、重要な基本事項を決定する（中外合弁經營企業法実

施条例」（「中外合資經營企業法実施条例」）三三三条）。董事会は、合弁經營企業の定款に基づいて、企業の発展計画、生産經營活動方案、予算、利益の分配、労働・賃金計画、企業の解散、總經理、副總經理、監査役などの任命または招聘などの重要な基本事項を討議・決定する（「中外合弁經營企業法」六条二項）。總經理、副總經理は董事会により任命または招聘され、董事会に対して生産經營につき責任を負う。總經理、副總經理は合弁企業の各当事者がそれぞれ担当する（「中外合弁經營企業法」六条三項、「中外合弁經營企業法実施条例」四〇条一項）。なお、董事会の招聘により、董事長、副董事長は合弁企業の總經理、副總經理などの職務を兼任することができる（「中外合弁經營企業法実施条例」四〇条二項）。実務では、各当事者の董事は總經理、または副總經理を兼任するのが一般的である。

(8) 一九九四年四月に、「深圳經濟特区株式合作会社条例」が深圳市第一期人民代表大会常務委員会第二二回会議において採択され、同年の七月一日より施行された。株式合作会社は、株式制、合作制および集団所有制企業の特徴を合わせた新たな企業形態であり、以下のような特徴をもつている。①集団所有の土地が会社の資本金として出資されているため、会社は一定の地域社会に固定される。②株主は資金、実物のほか労務をもつて出資する。株式は、集団株、合作株および募集株に分けられる。集団所有財産が均等額の株式に換算された後、集団が保有する株式は集団株といい、集団構成員に割り当てられる株式は合作株という。ほかに集団構成員以外の大衆を対象に発行される株式は募集株という。③会社の機関設置について、株主代表会、取締役会、監査役会が設置され、株主の議決権の行使は様々である。一株につき一議決権、または株主一名につき一議決権を有する方法もあれば、株主代表者一名につき一議決権を有する方法もある。④利益配当は持株に基づいて行われる。⑤株主の責任態様は有限責任であり、会社は集団所有の土地以外の資産をもつて会社の債務に対して責任を負う。なお、詳細は、黃輝「株式合作会社、中国の特色をもつ企業の組織形態」（「股份合作公司、一種具有中國特色的企業組織形式」）一九九五年深圳弁護士年会論文集、陳瑞銘「株式合作企業の性質問題に関する思考」（「關於股份合作企業性質問題的思考」）経済研究一四卷四号（一九九二）五六頁、孔祥俊「株式合作企業の法的メカニズム」（「股份合作企業的法律机制」）法学研究一六卷一号（一

九九四）四八頁、周友蘇「株式合作制性質の研究」〔「股份合作制性質研究」〕現代法学（西南政法大学）三号（一九九六）四〇頁。

(9) 田中信行・前掲注(2)五頁によれば、深圳市宝安聯合投資總公司が発行したのは、株券ではなく、「株式証」（株式権利証書）であるという。

(10) 肖志家＝黄文俊「市場化の前奏」（『市場化的前奏』）（紅旗出版社、一九九四年）二二頁。

(11) 國谷知史「国有企业と株式制度」中国研究月報五号（一九九四）二四頁。

(12) 拙稿「中国の企業制度改革に関する一考察（二）」名法（一九九六年一〇月）第一六六号二一八頁。

(13) 加々美光行「市場経済化する中国」（日本放送出版協会、一九九三年）一六六頁によれば、国の財政支出、銀行による貸付のほか、企業相互間、或いは企業と法人または個人との間の資金貸借が、三つ目のルートとして上げられている。

(14) 国家統計局編「中国統計年鑑（一九八四年）」（中国統計出版社、一九八四年）四一七頁。

(15) 国家統計局編・前掲注(4)中国統計年鑑四五三頁。

(16) 国家統計局編・前掲注(4)中国統計年鑑四六三頁。

(17) 喬晋建「民営化と株式公募」九州共立大学経済学部紀要六五号（一九九六）一四頁、汪志平「中国の国有企业改革と証券市場の発展」証券経済一九二号（一九九五）七一頁。

(18) 金建東・前掲注(1)株券債券全書五九六頁。

(19) 中国では、郷鎮企業とは、農村部にある集団所有制企業の一種であり、一九八二年に人民公社が解体された後、農村の郷・村または鎮といった集団の出資により設立された企業である。農業生産隊は、人民公社が解体された後も、しばらく存在し続けた農村の末端組織である。

(20) 日本証券研究所「中国の株式会社制度と証券市場の生成」（日本証券研究所、一九九四年）六八頁。

中国国有企业の株式会社化（一）（虞）

- (21) 陳昭「社会主义株式制の討論」（「社会主义股份制的討論」）経済研究七卷四号（一九八五）六二頁。
- (22) 「政企分離」は、第一章に現れた「政企合一」という表現に対応する用語である。企業制度改革の進展にともない、政府の職能から企業の經營管理の職能を分離させ、企業の独自經營を強調する、いわゆる「政企分離」を求める声が次第に高まってきた。
- (23) 童大林「株式化は社会主义企業の新たな基点」（「股份化是社会主义企业的新基点」）人民日報一九八六年八月一八日。
- (24) 範茂發ほか「株式制は全人民所有制企業の方向ではない」（「股份制不是全民所有制企业的方向」）経済研究八卷一号（一九八六）一七頁。
- (25) 高尚全「一九八七年経済体制改革の新たな特徴」（「一九八七年经济体制改革的新特徵」）中国経済年鑑編集委員会編『中国経済年鑑（一九八七年）』（経済管理出版社、一九八八年）III—一頁、なお、一九八四年から一九九二年にかけて国有企业の株式制企業試行に関する政策の展開については、国谷知史「国有企业と株式制度」中国研究月報五号（一九九四）二四頁以下。
- (26) 田中信行・前掲注(2)一〇頁。
- (27) 国家経済体制改革委員会経済管理司「所有制改革の進展と今後の発展」（「所有制改革的進展與今後的发展」）中国経済年鑑編集委員会編『中国経済年鑑（一九八八年）』（経済管理出版社、一九八九年）III—八頁。
- (28) 当時においては、経済法とは必ずしも政府が経済活動を介入する法律に限らず、もっと広い概念、すなわち経済活動に関するすべての法律をいうものであった。株式会社制度に関する法律は当然にそこに含まれる。
- (29) 方生「对外開放と資本主義の利用」（「对外開放和利用資本主義」）人民日报一九九二年二月二三日。
- (30) 「憲法部分内容改訂の重要な意義」（「憲法部分内容的修改意義重大深遠」）法制日报一九九三年三月三一日。
- (31) 人民幣特種株式は、B株と略称され、国内の証券市場において外国の投資者が外国為替で購入する株式の一種であり、後に海外の証券市場で外国の投資者に向けて発行されたH株、L株、N株などを合わせて外資株と呼ばれる。これに対して、国内

の証券市場において中国の投資者に向けて発行された株式はA株と称される。A株には、投資主体別に国家、法人および個人が所有するものが含まれており、これらは個別的に国家株、法人株、個人株と呼ばれているが、A株と総称することは少ない。

(32) 外国投資企業は外国の投資により設立された企業形態である。主として合弁経営企業、合作経営企業、全額外国投資企業といふ三種類の企業形態があることから、三資企業とも呼ばれていた。一九九五年一月以後「外商投資株式有限会社設立若干の問題に関する暫定規定」(『關於設立外商投資股份有限公司若干問題的暫行規定』)が公布され、新規設立或いは設立済みの三資企業の株式会社への組織変更が認められるようになった。その結果、外国投資企業は四つの形態に増えた。

(33) 肖志家＝黄文俊・前掲注¹⁰市場化の前奏五四頁。

(34) 中国における外国投資企業の株式会社化については、田中信行「中国合弁企業の株式化問題」中国研究月報一二号(一九九四)一頁以下。

(35) 李抗美「ともに発展する大陸部と香港の証券市場」北京週報三二号(一九九七)(一九九七年八月一二日)。

第三章 株式制企業試行に関する法整備

前述のように、中国では、会社制度の導入は中外合弁経営企業を契機とする。株式制企業試行は、当初は地方レベルで、しかも一部の地域に限つて行われていたため、法整備も当初は地方レベルで行われ始めた。後に経済体制改革が進むにつれ、株式制企業試行は全国規模に広げられてきた。一九九三年に、「現代企業制度」の確立が提起された後は、株式制企業試行は本格的に進められるようになった。そこで株式制企業試行に関する法整備も中央政

府レベルで行われるようになり、やがて国レベルでの本格的な会社法の立法へ進んできた。この章では、各地域で始まつた法整備の概況および証券取引に関する法整備の概況についてふれたうえで、株式会社に焦点を当てつつ、地方の規定・条例や「規範意見」や「会社法」に基づき、会社の設立、株式、会社機関等の内容を取り上げる。

第一節 株式制企業試行の法整備の概況

前述のように、一九七九年に「中外合弁経営企業法」は外資系企業のために制定された後、国内企業に関しては一九八四年以降、株券の発行および譲渡に関する規定が各地で作られるようになつていたが、一九八六年以後は、各地において一層本格的な株式制企業試行に関する法整備が行われるようになった。

新中国で初めて会社法という名で制定された法律は、「広東省経済特区涉外会社条例」「広東省経済特区涉外公司条例」（以下「広東会社条例」という）である。この条例は、外資系企業の法整備を踏まえて、一九八六年九月二八日に広東省第六期人民代表大会常務委員会第二二回会議で可決された。

当時、中国各地で外国の直接投資が盛んに行われていたので、株式制企業試行を行う際には、外資系の株式会社を設立しようという声が高まつた。「広東会社条例」は、このような要請に応じて制定されたものであつたため、中国と外国の資本により構成された株式会社、いわゆる中外株式会社の形態に関する条文を多く設けており、それが、この条例の特徴となつてゐる。それまでの外資系企業の企業形態がいづれも有限会社であつたことを考えれば、この条例に中外株式会社の形態が設けられたのは、まずは地方レベルで中外株式会社を試行するという思惑もあつたものと考えられる。⁽²⁾

次いで、「瀋陽市集団所有制企業株式制試行規定」（「瀋陽市集体所有制企業股份制試行規定」）（一九八六年一月二二日）、「四川省鄉鎮企業における株式制の推進に関する意見」（「四川省關於鄉鎮企業推行股份制的意見」）（一九八六年一二月二七日）、「上海市株式制企業暫定弁法」（「上海市股份制企業暫行弁法」）（一九八八年六月）、「上海市株式有限公司暫定規定」（「上海市股份有限公司暫行規定」）（以下「上海会社暫定規定」という）（一九九一年五月）などが制定された。ほかに、海南省は、一九八八年に省全域が經濟特区になった後、「海南省全民所有制企業株式制試行暫定弁法」（「海南省全民所有制企業股份制試点暫行弁法」）（一九九一年五月）、「海南經濟特区株式有限公司条例」（「海南經濟特区股份有限公司条例」）（以下「海南会社条例」という）（一九九二年八月）などを公布了。

深圳經濟特区においては、「国営企業株式化試行暫定規定」（「国営企業股份化試点暫行規定」）（一九八六年一〇月一五日）をはじめ、「国営企業株式化試行登記暫定弁法」（「国営企業股份化試点登記暫行弁法」）（一九八七年三月三日）、「株式制改革の若干問題に関する意見」（「關於股份制改革的若干問題的意見」）（一九九〇年二月二八日）、「深圳市株式会社暫定規定」（「深圳市股份有限公司暫行規定」）（一九九二年二月一九日）、「深圳市上場会社の監督管理に関する暫定弁法」（「深圳市上市公司監管暫行弁法」）（一九九二年四月四日）などが相次いで制定された。

一九九二年七月には、深圳經濟特区の急速な発展に対応するために、全国人民代表大会常務委員会は、深圳市人民代表大会およびその常務委員会に經濟特区における法規制定の立法権を与えることを決定した。これを受けて、一九九三年四月に、深圳市人民代表大会常務委員会は「深圳經濟特区株式有限公司条例」（「深圳經濟特区股份有限公司条例」）（以下「深圳会社条例」という）および「深圳經濟特区有限公司条例」（「深圳經濟特区有限公司条例」）を制定した。

一九九二年以後、株式制企業試行が本格化されるようになるに伴つて、株式制企業試行に関する中央政府レベルのマクロ管理の強化と法整備が緊急な課題となつた。そこで、一九九二年五月に、国家経済体制改革委員会等の行政部門が共同で、「株式制企業試行弁法」（「股份制企業試点弁法」）、「株式有限会社規範意見」（「股份有限公司規範意見」）（以下、「規範意見」という）等の一六の政府規章を公布した。その内容は、株式制企業の財務、税務、会計、会計審査、労働、人事、工商、国有資産管理等に及んでいる。このようにして、株式制企業試行の法整備は、深圳や上海等の地方レベルから、ようやく中央政府レベルへと進んできた。

会社法起草の試みはといえば、八〇年代の初め頃に遡る。一九八三年に国家経済委員会と国家経済体制改革委員会が共同で会社法の起草作業を始めた。一九八五年に設置された國務院の經濟立法五人グループは、有限责任会社および株式有限会社条例を起草する方針を決定した。これに基づいて、会社条例の起草グループが、国家経済委員会、国家経済体制改革委員会および全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会等により設けられ、作業を始めた。起草グループは、一九八六年一月に「有限责任会社および株式有限会社条例（草案）」（意見を求める稿）を作成した後、各地の関係部門にこれを配布して幅広く意見を求めた。⁽⁴⁾

当時においては、中国では有限会社の企業形態は、中外合弁経営企業をはじめ、横経済連合企業などにおいても多く採用されていた。したがつて、立法の立場から見れば、有限会社条例に関する立法経験がある程度積み重ねられてきている。これに対して、株式会社の数は少なく、株式制企業試行をめぐる理論的な問題も解決されておらず、まだ議論の段階でしかなかつた。それゆえに、二つの異なる企業形態の会社を一つの会社法に収めることにすれば、会社法の制定が遅れる虞がある。二つの条例に分けて別々に制定すれば、条例の一つにつき問題が生じても、合意が得られた他の条例のみを先に公布することができる。

起草グループは、このような考えに基づいて、二つの条例の起草に取り組み、一九八六年七月には、「有限责任会社条例（草案）」および「株式有限会社条例（草案）」の起草作業を終えた。一九八七年以後、条例の草案は、数回にわたり全国人民代表大会の審議に提出されたものの、議題に取り上げられなかつた。一九九二年八月に国务院は今回は、「有限责任会社条例（草案）」のみを全国人民代表大会常務委員会の審議に付した。全国人民代表大会常務委員会は、社会主義市場経済体制の樹立に応じるために、一刻も早く全国統一の会社法を制定すべきであると判断するとともに、会社法のかバーする企業形態を一層広くして、会社法の内容をさらに充実させるべきであり、しかも、可能な限り国際的な慣習とリンクさせるべきであると指摘した。全国人民代表大会常務委員会の委員長会議では、二つの会社条例の草案のほか、中央政府のレベルで制定された「規範意見」等をも基礎としつつ、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会が、全国統一の会社法の草案を起草することが決定された。⁽⁵⁾

全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会は、上記の委員長会議の決定に基づき、会社法の起草グループを設立して会社法の起草作業を始めた。一九九二年の「社会主義市場経済」理論の提起を受けて、当時は会社の活動が一層盛んになり、会社の数も急速に増えていた。このような事情を背景に、全国統一の会社法を制定し、かつ早急に公布することが求められてきた。会社法草案は一九九三年一二月二九日に、第八期全国人民代表大会常務委員会第五回国会議で可決され、新中国の最初の会社法である「中華人民共和国会社法」（以下「会社法」という）が誕生した。⁽⁶⁾

「会社法」が公布され、一九九四年七月一日よりの施行を控えて、「会社登記条例」（一九九四年六月二四日国务院令第一五六号発布）などが制定された。ほかに、「会社法」を実施するための関連通達として「国有株權管理暫定弁法」（「国有股權管理暫行弁法」）（国家国有资产管理局・一九九四年一〇月）や「土地使用權管理暫定規定」（「土

地使用権管理暫行規定」）（国家経済体制改革委員会、国家土地局・一九九四年一二月）が出された。もつとも、十二の通達を公布する予定が立てられたのであつたが、行政部門間の調整がうまく行かなかつたため、一九九五年一二月の時点においては僅かの通達しか公布されなかつた。⁽⁷⁾その後、「国有株権管理暫定弁法」に基づいて、「国有株の株主権利行使の行為に関する規範意見」（国有股股東行使股権行為規範意見）が公布された（国家国有资产管理局、国家経済体制改革委員会・一九九七年三月二十四日）。

一九九四年七月一日に「会社法」が施行された後、それ以前に地方の規定や政府の条例により設立された既存の株式制企業に対して「会社法」に合わせるための整理・整頓を行なうべく、一九九五年七月三日に国務院が通達（国务院一九九五年一七号）を出した。発起人の人数、登録資本額、会社定款の記載事項、機関設置、財務会計などについて「会社法」に照らして既存の会社の整理が求められ、一九九六年一二月三一日までに条件の整つた企業にして、改めて会社登記が行わることとなつた。

第二節 証券の発行・取引および証券機構の管理に関する法整備の概況

中国では、証券の発行・取引および証券機構の管理に関する法整備もまた、地方と中央政府レベルにおいて行われてきた。

上海市では、前述の「株券発行に関する暫定管理弁法」（一九八四年七月・中国人民銀行上海市分行）と「株券発行の代理業務に暫定規定」（一九八四年九月・中国工商銀行上海市分行）に続いて、「証券店頭における取引に関する暫定規定」（「証券柜台交易暫行規定」）（一九八七年一月）、「株券の取引市場に対する管理を強化する通達」（「閔

於加強股票交易市場管理的通知」（一九九〇年八月）、「上海市証券取引管理弁法」（「上海市証券交易管理弁法」）（一九九〇年一一月）等、多くの規定が制定された。深圳では、一九八九年以後、「株券店頭取引に関する若干暫定規定」（「股票柜台交易的若干暫行規定」）（一九九〇年五月）、「株券の発行および取引の管理に関する暫定規定」（「股票發行與交易管理暫行規定」）（一九九一年五月）、「証券機構管理に関する暫定規定」（「証券機構管理暫行規定」）（一九九一年六月）等の規定や通達が、中國人民銀行深圳市分行や深圳市政府によって公布された。中央政府レベルにおいては、前記の一九八七年三月の「株券・債券の管理強化に関する通達」を皮切りに、「証券会社管理暫定弁法」（「証券公司管理暫行弁法」）（一九九〇年一〇月）などの規定や通達が出された。

一九九二年以後、株式制企業試行の進展とともに、政府の証券規制機関を設置することが必要になり、株式の流通市場に関する法整備も行われるようになつた。一九九二年一二月一七日に、証券市場におけるマクロ管理を強化するため、國務院が「証券市場におけるマクロ管理をさらに強化することに関する通達」（「關於進一步加強証券市場宏觀管理的通知」）（國務院第六八号令發布）を公布し、証券規制機関を設置した。一九九三年四月二二日には、國務院が「株券の発行と取引の管理に関する暫定条例」（「股票發行與交易管理暫行条例」）を公布し、同日より施行した。証券法の草案は、一九九三年に初めて國の立法機關で審議された。しかし、その後、中國の証券管理体制のあり方、有価証券の種類などをめぐつて見解が分かれたため、証券法の審議が難航した。証券法の草案がようやく第九期全國人民代表大會常務委員會第六回會議で可決されたのは一九九八年一二月二九日である。「中華人民共和国証券法」（「中華人民共和国証券法」）（以下「証券法」という）の施行は、一九九九年七月一日からである。中外株式会社の設置、国内における人民幣特種株式（B株）の発行・上場および海外における外資株の発行・上場に関する法整備に関しては、「上海市人民幣特種株券管理弁法」（「上海市人民幣特種股票管理弁法」）（一九九一

年一二月二三日）と「深圳市人民幣特種株券管理暫定弁法」（「深圳市人民幣特種股票管理暫行弁法」）（一九九一年一二月五日）が制定されていたが、続いて、一九九五年一二月二十五日に国务院が「国内における株式有限会社の外資株上場に関する規定」（「關於股份有限公司境內上市外資股的規定」）を公布したため、これを受けて、上海と深圳の前記の規定が廃止となつた。その後、一九九六年五月三日に国务院証券委員会が「国内における株式有限会社の外資株上場規定に関する実施細則」（「股份有限公司境內上市外資股規定的實施細則」）を通達した。

なお、中国国内において中外株式会社が設立され、または既存の外資系企業が株式会社へ組織変更される際の法整備に関しては、若干の規定が公布されている。前述の一九八六年九月の「廣東会社条例」をきっかけに、上海市では、「中外株式有限会社の設立手続に関する暫定規定」（「關於中外股份有限公司設立程序的暫行規定」）（上海市外国投資委員会、工商行政管理局・一九九四年二月一五日）が公布された。その後、一九九五年一月一〇日に、政府の国家対外経済貿易部が「外国投資株式有限会社設立の若干問題に関する暫定規定」（「關於外國投資股份有限公司設立的若干問題的暫行規定」）を公布している。

ちなみに、国有企业が海外上場の株式会社へ改組される際に適用されるものとしては、「会社法」、「会社登記管理条例」「証券法」、「株券の発行と取引の管理に関する暫定条例」といった法律や条例のほかに、「会社法」などに基づいて作られた規定や通達などがある。たとえば次のようなものがある。

一九九四年八月四日に国务院が、「会社法」を補充するため、「株式会社の海外での株式募集および上場に関する特別規定」（「關於股份有限公司境外募集股份及上市的特別規定」）（以下「特別規定」という）を公布した。続いて、一九九四年八月二七日に、国务院証券委員会等の部門が、この「特別規定」に基づいて「海外上場会社の定款における強制条項」（「到境外上市公司章程必備条款」）（以下「強制条項」という）を発布した。この「強制条項」

は海外上場会社の第二定款と見られている。「強制条項」の公布に先だって、国有企业の香港の証券市場において株式の発行・上場の実務に対応するため、一九九三年六月一〇日に国家経済体制改革委員会が「香港上場会社の定款における強制条項」(「到香港上市公司章程必備条款」)を発布した。ほかに、海外上場の株式会社へ改組される作業に関しては、一九九四年三月九日に国家経済体制改革委員会が「海外上場の株式会社への改組作業の手順」を発布した。

第三節 株式会社法制の主な内容

ここでは、株式会社法制の主な内容を地方レベルの法制、「規範意見」および「会社法」の三つに分けて概観することにしよう。

一 地方の規定や条例における株式会社法制の主な内容

一九八〇年代から一九九〇年代にかけての時期における地方レベルの株式会社法制に関しては、地域の特殊性や法整備の時期によって法規定の内容が多少異なる。しかし、各地の規定や条例は先進諸国の会社制度を参考にして制定されたため、共通したところが多く見られる。⁽⁸⁾

会社の設立については審査認可主義が採用された。会社の発起人は行政主管部門に会社を設立するための申請をしなければならない。会社設立の方式については、発起設立と募集設立が定められている。発起人が募集設立によ

り会社を設立する場合には、発起人が引き受ける株式数は、たとえば募集する株式数の三〇%ないし三五%以上でなければならないとされる（「深圳会社条例」（一五三条三項）、「上海会社暫定規定」（一〇条三項））。株主総会は意思決定機関であり、取締役は株主総会により選任される。代表取締役は取締役会により選任される。代表取締役は会社の法定代表者である。監査役会は三人以上の構成員により構成され、うち三分の一の構成員は従業員から選任された代表が就任し、かつ会社の従業員により選任・解任される。その他の構成員は、株主が就任し、かつ株主総会により選任・解任される（「深圳会社条例」（一一五条）、「上海会社暫定規定」（九〇条）、「海南会社条例」（一一五条二項））。

株式に関しては、株式の概念や発行価額や分類は基本的に諸外国の会社法の内容と同様である。たとえば、株式の発行価額については、資本充実の原則を重視するところから、額面を下つて株券を発行することが禁止されている。株式は、権利内容により普通株と優先株に分類されている。しかし、各地の規定や条例はそれぞれの地域の事情に合わせて制定されたため、以下のような特徴も見られる。

株券の形式については、たとえば「広東会社条例」では、株券は一株を表彰する単株券と二株以上の株式を表彰する複株券に二分されている。株券の価額は中国貨幣元のみならず、その他の貨幣でも表示できる（七一条）。株券は、一般に、記名株券であり、無記名株券の発行は認められない。記名株券の場合には、必ず株主本人の氏名が記名されるべきであり、他人の名義または代表者の氏名が用いられてはならない。しかし「深圳会社条例」では、記名株券と無記名株券の発行が認められている。無記名株券の株式数は発行済株式総数の三〇%以内に制限されている（四六条一項）。

株式の分類については、人民幣特種株式（B株）発行が容認されている。株式を引き受ける当事者、いわゆる投

資者主体別に、国家株、法人株および個人株といった分類も採用されている。たとえば、前述のように、一九八四年制定の「上海市株券発行に関する暫定管理弁法」では、株式は集団株と個人株に分類されていたが（二項）、その後、一九八八年六月に制定された「上海市株式制企業暫定弁法」においても、株式の権利内容、額面および記名の有無のほか、投資主体により株式を分類する方法が用いられた。株式は、ここでは、投資主体により国家株または政府株、単位（組織）株および個人株に分けられており（二項の三）、それぞれの概念は次の通りである。

国家株または政府株は、原全人民所有制企業にあつた国家基金により構成された株式である。国家基金には、企業の固定資産、国が企業の流動資金に充当した資金、および国が企業に貸付けた資金が含まれる。ほかに、政府の財政主管部門、企業の行政主管部門が会社に投資して取得した株式も国家株の一種であり、この場合には、政府株と呼ばれる。国家株の株主としての権利行使については、国の国有資産管理機構が設置された後は、当該機構が国家株を保有し、それまでは、政府の財政部門または企業の行政主管部門が代行して株主としての権利を行使する（二項の四）。

単位（組織）株は二種類に分類される。全人民所有制企業が株式会社へ組織変更される際に、従前の企業が自己資金を投資して取得した株式と、他の単位（組織）が会社に投資して取得した株式である。単位（組織）株は、それを引き受けた組織が保有する（二項の五）。ここでは、単位（組織）株のうち、従前の企業が自己資金を投資して取得した株式を「企業株」と称し、他の単位（組織）が投資して取得した株式を「法人株」と称すことにしよう。

法人株については、会社が他の会社の株式を保有すると同様であって、それほど問題にならなかつたが、「企業株」については、従前の企業が自己資金で取得した株式がどのような性質を持つてゐるか、それは諸外国会社制

度における自己株式と同様であるかをめぐって、見解が分かれた。これについては、後にふれることにする。

個人株は、主として従前の企業の従業員および一般投資者個人が引き受けた株式である（（一）項の六）。

株式の譲渡については、各地の規定や条例においては、株式譲渡の自由原則が設けられている。法律や規定の定めがある場合を除けば、株主は、株式を譲渡し、抵当に供し、あるいは相続・贈与することができる。株式の譲渡規制については、その内容は規定や条例によつて多少異なるが、「深圳会社条例」が多くの規定を置いているから、これを見てみよう。

この条例によれば、会社が設立登記をする前には、株式を引き受ける者が権利株⁽⁹⁾を譲渡することが禁止される（五〇条）。会社は、次のような場合を除き、自己株式の取得が規制される。資本減少により株式を消却するとき、当該会社の株券を所持する他の会社と合併するとき、および当該会社の株券を所持する他の会社を買い占めるときである（五四条一項）。

会社の発起人、会社の従業員、取締役、経理、監査役が保有する会社の株式の譲渡規制については、「深圳会社条例」では以下のような内容が定められている（五二条）。

- ①会社の従業員は、当該株式を取得した日から一年以内に、有償割当で引き受けた株式を譲渡してはならない。一年経過後にそれを譲渡する場合には、一年につき譲渡可能な株式数は、その保有数の二〇%である。
- ②発起設立会社の場合には、発起人は、会社が成立した日から三年以内に、保有する株式を譲渡することができず、三年経過後にそれを譲渡する場合には、株主総会の承認を受ける必要がある。
- ③一般公開募集会社の場合には、発起人は、会社が成立した日から一年以内に、保有する株式を譲渡することができず、一年経過後にそれを譲渡する場合には、株主総会の承認を受け、かつ証券規制機関に届け出る必要がある。

(4) 会社の取締役、監査役、経理などの役員は、取得した日から三年以内に、有償で割り当てられた会社の株式を譲渡してはならない。三年経過後、株主総会の決議を経ても、譲渡可能な株式数は、その保有数の五〇%を超えてはならない。

(5) 株主は、会社の清算が開始された日以降、その持株を譲渡してはならない。

二 「規範意見」の主な内容

「規範意見」は地方の法整備の成果を受け継いで制定されたものであるため、会社設立の審査や機関の設置および運営については、前述した地方の規定や条例の内容とほぼ同様である。「規範意見」において目立っているのは、会社の設立方式および、株式の分類に関する内容である。

「規範意見」によれば、会社設立の方式は、発起設立と募集設立に分かれる。募集設立の方式には一般公開募集〔原語：社会募集〕方式と縁故募集〔原語：定向募集〕方式が含まれる（七条三項）。一般公開募集会社は、当然ながら、株券を発行することはできるが、株式権利証書〔原語：股權証⁽¹⁰⁾〕の発行は禁止されている。縁故募集会社は、株券を発行することができず、株式権利証書をもつて株券に代える（二二五条）。株券はすべて記名株券であり、無記名株券の発行は認められない。しかも、記名株券を発行する際は、株券には株主本人の氏名、または組織の名称を記さなければならない。部門、機構および法人が保有している株券は、その部門、機構および法人の名称を記すべきであり、他人の名義、または代表者の氏名を用いてはならない（二六六条）。

株式の種類については、「規範意見」もまた、株主権利の内容と投資主体という二重の基準に従つて株式を分類

している。株式は、その権利内容によって普通株と優先株に分類される。また、株式は、投資主体によって国家株、法人株、個人株および外資株に分けられる。なお、企業の所有形態別に形成された資産の性質にしたがって、全民所有制企業の資産または集団所有制企業の資産をもつて会社に投資して形成した株式を、公有株と総称するものとされている（二四条）。

個人株とは、不特定多数の社会一般公衆、会社の従業員などが個人の財産を会社に投資して取得した株式である。個人株主が一人で保有できる株式数（外国および香港、マカオ、台湾地区の投資家が保有する外資株を含まない）は、会社の株式総額の五%を超えてはならないと規制されている。

縁故募集会社であれ、一般公開募集会社であれ、会社の従業員が全体として引き受けることができる株式数もそれぞれ制限されている。縁故募集会社の場合には、それは株式総額の二〇%を超えてはならないとされている。一般公開募集会社の場合には、それは一般公開募集株式の一〇%を超えてはならないとされている。縁故募集会社が一般公開募集会社に転換される場合に、従業員持株比率が一〇%を超えているときには、会社は、従業員に有償で株式を割り当ててはならない。なお、公開募集会社における一般公開募集株式数は、発行済株式総数の二五%を下回ってはならないという規定も課されている。

外資株とは、外国および中国の香港、マカオ、台湾地区の投資家が、人民幣特種株式（B株）を購入する方式で会社に投資して取得した株式である。人民幣特種株式（B株）の券面額は中国貨幣元で明記されるが、もっぱら外国並びに中国の香港、マカオおよび台湾の投資者の売買に供される（二九条一項、二項）。

国家株とは、国の投資授權部門または機構が国有資産をもつて会社に投資して取得した株式である。国家株は、一般に普通株であり、政府が授權した部門または機構が保有し、「国家株の代表者」を任命・派遣する。なお、後

述するように、国有企业が株式会社へ改組される場合には、企業の国有資産を普通株に転換させるか、それとも優先株に転換させるかが、国有企业の株式会社化の基本構想に関する焦点の一つであった。「規範意見」では、国有資産を国有普通株に転換させるという構想が用いられた。

法人株は、企業法人または事業単位（組織）が会社に投資して形成した株式をいう。すなわち企業法人が法により支配できる資産をもつて、会社に投資して形成した株式、または、法人格を有する社会団体や機関といった事業単位（組織）が、国の認可により経営に使用しうるものとされた資産をもつて、会社に投資して形成した株式である。

株式の譲渡については、「規範意見」は、原則として株式譲渡の自由を認めている。株主は、国の関係規定および会社の定款に基づいて、保有する株式を譲渡することができ、また、それを贈与し（ただし公有株は贈与してはならない）、相続し、およびそれを抵当に入れることができる。しかし、以下のような規定内容に違反してはならず、株式の譲渡はその限りで規制されている（三〇条）。

①発起設立会社においては、会社の株式権利証書は、法人の間のみでそれを譲渡することができる。縁故募集会社においては、会社の株式権利証書は、もとの保有者の身分に応じて、それぞれ、法人の間、あるいは会社の従業員の間に限って、それを譲渡することができる。しかし、従業員の保有する株式権利証書は、厳格にそれを会社の内部に限定させるべきであり、会社の従業員以外のいかなる個人に対しても、それを発行し、または譲渡してはならない。

②いかなる法人も、保有する公有株、株式引受権利証書および株式優先引受権を、当該法人単位（組織）の従業員に譲渡してはならず、また、企業の福利基金、奨励基金および会社の公益金をもつて取得した株式を、会社の従

業員に無償で割り当ててはならない。

③国家株および人民幣特種株式（B株）の譲渡は、国の関係規定に基づいて行わなければならぬ。

④発起人は、会社の成立した日から一年間は、引き受けた株式を譲渡してはならない。

⑤従業員が保有している会社の株式（離職者および死亡者の株式を除く）は、従業員が引き受けてから三年内にそれを譲渡してはならない。

⑥取締役および経理は、在任中でかつ就任後三年の間は、その持株を譲渡してはならない。また在任中でかつ就任後三年を経過した期間においては、株式を譲渡できるようになるが、しかしその場合にも譲渡可能な株式数は保有する自社株式の総額の五〇%を超えてはならず、かつ、取締役会の承認を得なければならない。なお、一般公開募集会社の取締役および経理がその保有している自社株式を譲渡する場合には、以上の規定が適用されるほか、さらに、中央政府または地方政府の経済体制改革委員会および中国人民銀行（当時においては、株式制企業試行の管理に当たった行政部門である）へそれを届け出ることが求められる。

ほかに、「規範意見」では、株式譲渡・取得について以下のような規制がなされている。

会社は、資本減少等の特段の事由による場合を除き、自己株式を購入してはならず、また自社の発行済株券を保管してはならない。また、特段の事由により自社の発行済株券を購入し、または保管する必要がある場合には、会社は、関係の担当行政部門の認可を得なければならない。（三二条）。

発起人以外の株主は、単独で一般公開募集会社における株式総額の一〇%以上の株式を取得しようとする場合には、その旨を会社に通知し、かつその取得につき、中国人民銀行および経済体制改革部門の認可を得なければならぬ。（三一条）。

論
説
三 「会社法」の主な内容

「会社法」は、諸外国の会社制度を参考にしながら、中国の実情に合わせて制定されたものである。以下では、「会社法」の内容を概観する。

(一) 会社の種類

中国では、株式制企業試行の開始以来、有限会社と株式会社の二種類の会社形態がよく利用され、これらにつき実務的な経験が積み重ねられてきた。そこで、「会社法」は、諸外国の会社制度に関する経験を参考にしながらも、中国のそれまでの現状に合わせて、有限会社と株式会社の二種類の会社形態を、その適用範囲に収めることとなつた(二条)。これに加えて、国有企业の会社制度への転換の要請に応えるために、「会社法」は、国有独資会社の形態についても規定している。すなわち「会社法」の有限会社に関する部分には、国家機関の単独出資により設立された国有独資会社に関する独立の章が設けられた。これは、「会社法」において最も注目すべき点の一つである。

「会社法」が以上のように定めたといつても、中国においてその他の会社形態の存在が禁じられたり、排除されたりするわけではない。有限会社と株式会社の二種類以外の会社を、他の法規定に基づいて設立することは、当然ながら許される。たとえば、株式合作会社は、中国において会社種類の一形態であつて、それに関する条例等に従つて設立することができる。

(一) 会社設立の審査および登記制度

諸外国の会社設立の歴史を振り返れば、会社の設立に関する法規制は、およそ特許主義、審査認可主義、準則主義および厳格準則主義といった段階を経て発展してきたといえよう。

中国でも、株式制企業試行の要請に応じるためには、会社設立手続を簡素化し、効率の向上を図るべきである。しかし、国民の法的意識が弱いことも現実である。とりわけ株式制企業試行が開始されて以来、法整備が実務の発展に遅れたため、会社を設立するに当たって、不正を用いて経済発展の秩序を混乱させる事例がしばしば現れた。したがって、中国では、株式制企業試行と市場経済の発展がまだ初期の段階にあることに鑑み、会社設立についても監督および管理の強化が必要である。しかも、中国では従来、集権的な計画経済体制のもとで長期間にわたつて厳格な審査認可主義が採用され、行政部門の審査・認可を受けることになつていた。仮に、一気に審査認可主義から完全な準則主義に転換するならば、従来もしばしば生じた「規制が撤回されると、経済秩序が乱れてしまう」という現象が再び起りかねない。

したがって、「会社法」は、直接登記制度と審査認可制度を結び付けた会社設立の制度を採用した。すなわち、有限公司の設立は、原則として「会社法」に定める条件を満たせば、法により直接に会社として登記されうる。しかし同時に、別の法律あるいは行政法規において会社の設立につき審査・認可を得なければならないという定めがある場合には、会社の設立登記前に、それらの法により審査・認可を得る手続を経なければならない（八条）。

一方、株式会社の設立に関しては、原則として「会社法」に定める条件を満たせば、法により直接に会社として登記されうる。しかし、国务院の授權部門または省レベルの政府の認可が必要であることにつき、「会社法」に明文の規定が設けられている（七七条）。株式会社の設立について審査・認可が必要とされるのは、株式の募集が社会資金の流れおよび社会の一般公衆の利益に大きく関わるからである。

(三) 会社の登録資本制度

資本制度は、中国の会社制度において最も重要なものの一部と位置づけられており、会社法の諸制度および原則がこれを基礎としている。諸外国が採用する資本制度を考察すれば、法定資本制度、授權資本制度、あるいは認可資本制度が主要なものである。

「会社法」は、有限责任会社と株式会社の登録資本につき法定資本制度を採用した。しかも、会社の種類に応じて、それぞれの最低登録資本金を明確に規定している。すなわち、有限会社の登録資本は、株主（「会社法」では有限会社の社員も株主と呼ばれている）全員による払込済出資額であるとされ、その額は会社の登記機関で登記されなければならない。しかも、会社の業種別に、それぞれ一〇万元、三〇万元、五〇万元の登録資本の最低限度額が定められている。特定業種の有限会社における登録資本の最低限度額が上記の限度額を上回る必要がある場合には、法律、行政法規により別に定められる（二三條）。株式会社の登録資本は、実際に払い込まれた株式総金額であり、その額もまた会社の登記機関で登記されなければならない。その最低限度額は一、〇〇〇万元である。その登録資本の最低限度額がこの限度額を上回る必要がある場合は、法律、行政法規により別に定められる（七八條）。

(四) 株式会社の設立の方式

「会社法」は、株式会社設立の方式について、発起設立と募集設立を定め（七六条一項）、募集設立に関しては不特定の公衆を対象とする社会一般公開募集方式のみを定めている。株式会社を設立する場合に、発起人は五人以上で、その過半数は中国の国内に住所を持つ者でなければならぬとされている（七五条一項）。もつとも「会社法」は、中国の株式制企業試行の現状に合わせて、国有企业が株式会社へ改組される場合には、発起人は五人を下

回つてもよいとしている。しかし、その場合には、募集設立方式を採用しなければならない（七五条二項）。

前述のように、「規範意見」では、株式会社の募集設立について、社会一般公開募集方式のほか、縁故募集方式も認められていた。縁故募集方式は、会社の発起人が法人または当該会社の従業員を対象に株式を発行するものであり、株式制企業試行が始まったころ、よく採用された方式である。「規範意見」が施行された後も、約四〇〇〇社の会社はこの設立方式により設立された⁽¹⁾。しかし、縁故募集方式を採用して会社を設立する場合には、定められた基準を超えて会社内部の従業員に株式を発行するという問題がしばしば生じた。しかも、このような縁故募集方式では、特定の法人または当該会社の従業員を対象に株式が発行されるために、株式発行についての透明度を欠くことになる。たとえば、株券が無償で関係部門の職員に贈呈されるという問題もしばしば生じた。その結果、会社の財産が流失して、そして行政部門の腐敗を招いたのみならず、会社の法人株が個人化されたり、会社の内部株が社会一般に流通させられるようになつてしまつたりした。このような問題を解決するために、「会社法」は、縁故募集方式を廃止したのである⁽²⁾。それゆえに、「規範意見」のもとで縁故募集方式により設立された会社については、有限会社に変更されるか、それとも一般公開会社に変更されるかという問題が残されている⁽³⁾。

（五）株式および株式の譲渡

株式の定義については、「会社法」は「規範意見」とほぼ同様に規定している。株式の種類については、「会社法」は、政府が他の種類の株式の発行について別段に定めることを容認しつつも（一三五条）、原則としては株券の記名の有無により記名株券と無記名株券に分類している。しかも、この二種類の株券はその発行対象がそれぞれに異なる。「会社法」によれば、会社は、発起人、国家の投資授權機構および法人に対しても、記名株券を発行し、必

ず当該発起人、国家の投資授權機構または法人の名称を記載しなければならず、他人の名義または代表者の氏名を用いて記名することは許されない。これに対し社会の一般公衆を対象とする場合には、会社は、記名株券と無記名株券のいずれかを用いて発行することができる（一三三三条）。したがって、無記名株券は社会の一般公衆を対象にのみ発行されている。

発起人および法人を対象に記名株券を発行する際に、法人名称を記載することは、これまで株式制企業試行においてしばしば起きた、会社の経営者が会社の株式を無償で他人に贈与するといったような不正を防ぐうえで、大いに期待されるところである。^{〔4〕}

株式の発行については、「会社法」は、「公開・公平・公正」という原則と「同一株式・同一権利」、「同一株式・同一利益」の原則を設けている。同時に発行する株式は、一株の発行条件と金額が均一でなければならず、いかなる機構または個人の引き受ける株式も、一株につき均一の金額を支払わなければならない（一三〇条）。

株式の譲渡については、「会社法」は、株式会社について株式譲渡自由の原則を設けて、次のような詳細な規定を置いている。株主は、法によりその保有する株式を譲渡することができるが、その譲渡は法定の証券取引の場所で行わなければならない（一四三条、一四四条）。譲渡方式としては、記名株券の場合は株主の裏書または法律・行政法規が定めるその他の方式により譲渡される（一四五一条項）。無記名株券の譲渡は、株主が法定の証券取引の場所で株券を譲受人に交付することによって行われ、直ちにその効力を生じる（一四六条）。

「会社法」によれば、会社の資本減少により株式を消却するか、または自社株券を保有する他の会社と合併する場合を除き、会社の自己株式の取得が禁止されている。この場合には、会社は自社株券を取得した日より一〇日以内に当該株式を消却しなければならない。さらに、会社は担保権の目的物として自社の株券を取得してはならない

（一四九条）。

その他、株式の譲渡については、「会社法」は、発起人、取締役および経理の持株の譲渡を規制しており、しかもその内容は「規範意見」よりも一層厳しい。前述のように「規範意見」によれば、発起人は、会社の成立した日から一年間は、引き受けた株式を譲渡してはならなかつた（三〇条）。「会社法」によれば、発起人は会社の成立した日から三年内は、その保有している自社株式を譲渡してはならない。また取締役、監査役および経理は、「規範意見」によれば、就任後三年たてば、保有する自社株式を譲渡する道が開かれたが、「会社法」によれば、在任中、保有している自社株式を譲渡できず、かつその保有について申告しなければならない（一四七条）。

（六）株式会社の機関設置

株式会社の機関は、株主総会、取締役会、代表取締役（原語：董事長）、経理および監査役会から構成される。「会社法」は、株式会社は、株主の数が多く、規模も大きく、しかも会社の会計財務が公開されるといった特徴を考えたうえ、株主総会、取締役会、代表取締役、監査役会を、いずれも必置機関としている（一〇二条）。

株主総会（原語：股东大会）は会社の意思決定機関（原語：権力機関）であり、会社の投資計画、役員人事、利益配当のほか、登録資本の増加および減少、社債の発行、会社の合併、分立および解散等の重要事項について決定する権限を有する。定期総会は年に一回開催され、臨時総会は「会社法」に定める開催事由が発生した場合に開催される。株主総会は取締役会（原語：董事会）が招集し、代表取締役が主宰する。また、一株一議決権の制度が採用されている。株主総会の決議には、普通決議と特別決議がある。普通決議は、会議に出席した株主の有する議決権の過半数に当たる同意をもつてなされるのに対し、特別決議は、会社の合併、分割、解散または定款変更につ

○七条。

いて用いられ、会議に出席した株主の有する議決権の三分の二以上に当たる同意をもってなされる（一〇三条～一〇七条）。

取締役会は、会社の経営決定機関であり、五人ないし十九人の取締役（原語：董事）から構成され、株主総会に對して責任を負い、主として株主総会の決議の執行、会社の經營計画および投資案の決定、利益配当案および決算案、会社の經理の選任または解任等の権限を行使する（一一二条）。取締役の選任および解任は株主総会により決定される（一〇三条）。会社は、代表取締役を一人置かなければならず、代表取締役副会長（原語：副董事長）を一人ないし二人置いててもよい。そのいずれも取締役会の過半数により選任される。代表取締役は会社の法定代表者である（一一三条）。取締役の任期は定款の定めに委ねられるが、三年を超えてはならず、再任は可能である。取締役会の会議は、過半数の取締役の出席により開催され、その決議は取締役全員の過半数の同意をもって採択される（一一五条）、一一七条）。

經理は、取締役会により選任され、かつ取締役会に對して責任を負いつつ、会社の經營管理等の業務を主宰する（一一九条）。会社の取締役および經理は、忠実義務、会社利益保護の義務を課せられ、会社の地位や職務権限を利用して、自分のための利得を図ってはならない（五九条）。また取締役および經理は業務執行に当たつて法律、行政法規または会社定款に違反して会社に損害をもたらした場合に、賠償責任を負う（六三条）。両者の欠格事由についても規定されている（一二二三条）。

監査役会（原語：監事會）は、株主の代表者と会社の従業員の代表者を含む三人以上の監査役（原語：監事）により構成される。従業員の代表者である監査役は、会社の従業員により選任される。構成員の中から、一人の招集権者が選任される。取締役または經理は、監査役を兼任してはならない（一二四条）。監査役会の構成員に関して

は、従業員の代表者が会社の監査役になる点が日本の監査役会と異なる。これは、中国の国有企业においては従業員が企業管理に参加するとされてきた考え方を反映しており、地方の法規や規定において採用してきた方式を踏襲したものである。

監査役である株主の代表者は、株主総会により選任される（一〇二条）。監査役の任期は三年とされるが、再任は可能である（一二五条）。監査役は、主として会社の財務監査と、取締役および經理の業務執行の違法性の監査を行う（一二六条）。監査役は、法律、行政法規および会社の定款に従い、忠実にその職務を履行する義務を課せられる。その欠格事由も規定されている（一二八条）。

その他、会社の機関運営に影響を及ぼしそうな要素として、株式会社に共産党の末端組織が設置されること（一七条）が指摘されるべきであろう。これは、中国の社会主義的特徴を表すものであり、現段階における株式制企業試行の特徴の一つとなっている。株式会社においては、会社の機関と共産党の組織との関係をどのように調整するかが、株式会社の機関設置の中心をなしている。その詳細については、後にふれることにする。

（七）社債

諸外国の会社立法においては、通常、株式会社のみが社債の発行資格と発行能力を持つものとされる。日本では、有限会社は、閉鎖的・非公開会社であるため、社債を発行しえないことが条文上も明らかである（「有限会社法」六〇条三項、六四条一項）。合名会社および合資会社は社債を発行しえないと解されているが、しかし、实际上、合名会社、合資会社が社債を発行することはない。商法も、株式会社についてのみ、社債に関する規定を設けている（「商法」二九六条⁴⁷三四一条ノ一八）。

「会社法」は、中国の経済発展の需要と、一般の企業につき社債の発行が認められてきたという状況から、社債発行の主体には、株式会社のみならず、国有独資会社、二つ以上の国有企業または二つ以上の国有投資主体の投資によつて設立された有限会社も含まれることとなつた。すなわち、上記の会社または企業は、生産經營の資金を調達するために、「会社法」の規定に従つて社債を発行することができる。

その理由は、中国では、国有独資会社や二つ以上の国有企業または二つ以上の国有投資主体の投資により設立された有限会社は、一般に規模が大きく、国家の信用によつて担保され、債権者の利益を十分に確保することができ、しかも、上記の会社または企業には、社債券を発行することによつて資金を調達する必要性が確かにあるからである。

一方、中国では経済改革が進んでいたり、資金調達面においても乱れた現象がしばしば生じているところから、金融市场を管理し、社債券の信用を維持し、さらに社会の秩序を維持・保護するために、「会社法」は、社債発行の条件や手続については、相当に厳しく定めている。

社債を発行するためには、会社の純資産額が、株式会社の場合は、三、〇〇〇万元を、有限会社の場合は、六、〇〇〇万元を下回ってはならない。社債の累計総額は、会社の純資産額の四〇%を超えてはならない。社債の発行は、利息の支払い能力を勘案し、かつ国の産業政策に合致するものでなければならず、国債発行とのバランスをとるためにも、債券の利率は、国务院の限定する利率に規制されている（一六一条）。

社債発行の手続については、会社の株主総会が決議をした後に、国务院の証券管理部門の審査を受けなければならぬとされる（一六三条）。「会社法」はまた、会社の再度の社債発行が禁止される事由を列举している。たとえば、前回に発行した社債の全額が払い込まれていないとき、既に発行した社債または会社の債務につき契約に違反

し、または元利の支払いに遅延した事実があり、かつ、その状態が継続しているときなどである（一六二条）。

（八）財務と会計制度

中国の集権的な計画経済体制のもとで、企業が採用してきた財務会計体制は、国際会計原則とは全く異なつた。そこで、市場経済体制の確立に適応するために、中国は、従来の会計制度を改めて国際会計原則に近い財務と会計制度を取り入れるように努力してきた。

「会社法」においては、有限会社と株式会社はいずれも、法律、行政規定および国家の財政主管部門の定めに従つて会社の財務会計制度を設けることが義務付けられている（一七四条）。また、会計年度ごとに財務会計報告を作成し、法により検査を受けなければならないものとされる。会社の財務会計報告には、貸借対照表（原語・資産負債表）、計算損益書（原語・損益表）、財務状況変動表、財務状況説明書および利潤配当表が含まれている（一七五条）。

「会社法」はまた、会社の形態に応じ、会社の財務会計報告についてそれぞれ詳細な規定を設けている。たとえば、財務会計報告について株主に知らせるために、有限责任会社の場合は、各株主への送付が求められる。株式会社の場合は、本社にこれらを備えて株主の総覽に供し、さらに募集方式で設立された会社の場合は、公告を行うことが要求されている（一七六条）。

「会社法」によれば、会社が利益配当を行う際には、会社の税引後の利益から法定公積金、法定公益金、および任意公積金をそれぞれ積み立てることが求められる。その使途についても、それぞれ詳細な規定が置かれている。すなわち、①法定公積金は、税引後の利益から一〇%を控除して積み立てなければならない。しかし会社の登録資

本の五〇%以上に達した時にはこの限りでない。法定公積金は会社の前年度の欠損填补に不足する場合には、法定公積金と法定公益金を控除する前に当年度の利益を以て欠損を填補しなければならない。(②)法定公益金は、税引後の利益から五%ないし一〇%を控除して積み立てるものであり、当該会社の従業員の福祉に充当される。(③)会社は法定公積金を控除した後、株主総会の決議を以て税引後の利益から任意公積金を控除することができる(一七七条(一八〇条))。

(九) 法律責任

「会社法」は、各形態の会社の特徴に合わせて社会経済秩序を維持・保護し、株主と債権者の利益を保護し、会社および社会一般公衆の利益の侵害を防ぐために、特に法律責任に関する章を設け、これにつき詳細に定めている。法律責任を負う主体には、会社、会社の発起人、株主、取締役、経理、監査役、資産評価等を引き受ける機関および清算人会の構成員のほか、国務院証券管理部門や会社の登記機関などのような、会社の管理に関わる国家の管理機関も含まれている。法律責任を負う主体が国家の管理機関まで及ぶことは、「会社法」における注目すべき点の一つである。

「会社法」は、会社の違法行為に対し、責任形式からいえば、民事責任、行政責任および刑事責任を定めている。そのうち中心をなしているのは行政責任である。刑事责任に関しては、刑法に従う。法律責任を負う主体が犯罪を構成する場合、法に基づき刑事责任を追及される。法律责任の章においては、取締役や経理や監査役等の具体的な違法行為につき、過料、会社登記の抹消、営業の停止、不法所得の没収などが定められている(第十章、二〇六条(二二八条))。会社の經營者の民事責任に関しては、「会社法」は、会社の經營機関の設置に関する内容の中で、

会社の経営者が業務執行に当たつて法律、行政法規または定款に違反して会社に損害をもたらした場合には、賠償責任を負うと規定している（六三条）。しかし、誰が会社の経営者の法的責任を追及するかは、法律上、明らかにされていない。監査役には経営者の責任を追及する権限が与えられていないし、「会社法」では株主代表訴訟制度が設けられていない。会社の経営者の法的責任を追及するための仕組みをいかに構築するかは、中国の「会社法」が将来に残している課題の一つであるといえよう。

註

- (1) 会社の設立については審査認可主義が採用されている。会社の発起人は五人以上が必要であり、過半数以上は中国側である（四六条）。会社が初回で募集する株式数は会社の株式の発行総数の二五%以上でなければならず、しかも発起人が引き受けける株式数は、募集する株式数の二五%を下回ってはならない（五二条）。会社の機関設置については、株主総会が意思決定機関で、取締役は株主総会により選任される。代表取締役は取締役会により選任される。代表取締役は会社の法定代表者である（五五条、六四条、六六条）。
- (2) 清河雅孝「広東省經濟特区涉外会社条例」産大法学二七巻一号（一九九三）六九頁。
- (3) 中国では、工商とは、工業および商業の行政管理のことを行い、主として、企業登記、商標登記、企業の営業許可書の交付などに関する業務である。中央政府のレベルには国家工商行政管理局が設置され、省・自治区、さらに県、市、区のレベルにも工商行政管理局が設置されている。企業登記からすれば、工商行政管理局は日本の地方法務局に相当する機関である。
- (4) 黄輝＝虞建新「中国会社法の制定——その背景、制定過程、主な内容、および若干の問題について——」名法（一九九五）第一五九号二〇〇頁。

- (5) 黄輝・虞建新・前掲注(4)二〇〇頁、卞耀武「『中華人民共和國公司法（草案）』的說明」（一九九三年二月二〇日）黄来紀ほか編『会社法疑問応答と会社設立の経験』（『公司法答疑與組建公司經驗』）（世界図書出版社、一九九五年）三四四頁。
- (6) 「会社法」が制定された背景や経緯の詳細は、黄輝・虞建新・前掲注(4)二〇四頁。なお、王作全「中国会社立法の展開と機関に関する日本法からの示唆（一）」中京法学三二卷一号（一九九七）一二三頁以下。
- (7) 張春霖「百社試行企業より国有企業改革を見る」（『從百戸試行企業看国有企业改革』）改革五号（一九九六）一七頁。
- (8) 「深圳会社条例」、「上海会社暫定規定」、「海南会社条例」、「廣東会社条例」の内容を見る限り、共通点が多く見られる。
- (9) 原文には、株式「原語・股份」という用語が用いられている。日本の「商法」一九〇条によれば、会社が成立する前に、投資者が引き受けるものは、株式というべきではなく、それを権利株というべきである。
- (10) 株式権利証書は、株券と同様に株式すなわち株主の地位を表章するもので、しかし株券のように株式市場において流通させることはできないものと位置付けられていると考えられる。
- (11) 汪志平「中国の国有企业改革と証券市場の發展」証券經濟一九二号（一九九五）八二頁。
- (12) 賀宛男「中国現代企業制度を構築するために——『会社法』における重大な突破」（『為建立中国的現代企業制度——『公司法』的重大突破』）上海証券報一九九四年一月一八日。
- (13) 中国の株式制企業試行における緣故募集方式の役割、それに対する評価については、黄輝・虞建新・前掲注(4)二二二頁。
- (14) 賀宛男・前掲注(12)上海証券報一九九四年一月一八日。
- (15) 経理は場合によっては総経理とも称される。後に述べるように、株式会社では、取締役会と経理は委任関係にあり、経理は董董事会に選任され、董董事会に対しても生産經營につき責任を負う。なお、酒巻俊雄ほか「〔鼎談〕中国会社法の制定と諸問題」判タ八五七号（一九九四）一七頁（酒巻発言）によれば、中国の株式会社の経理は、実際の経営を担当している点では、日本

の株式会社における社長に近い者である。訳語としては、支配人、総支配人などがある。以下では、総經理または經理と称する。

- (16) 卜耀武「全国人民代表大会法制工作委员会『中華人民共和国会社法（草案）』に関する審議結果の報告」（『全国人民代表大会法制工作委员会關於『中華人民共和国公司法（草案）』審議結果的報告』）（一九九三年一二月二〇日）黄来紀ほか・前掲注⁽⁴⁾一二三頁以下。
- (5) 会社法疑問応答三六八頁、黄輝＝虞建新・前掲注⁽⁴⁾一二三頁以下。
- (17) 北沢正啓＝浜田道代『レクチャー商法入門』（有斐閣リブレ第二四号第五版、一九九八年）一三〇頁。